

令和元年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和元年6月4日（第1日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	総 務 課 長	後藤 喜昭君
住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
建 設 課 長	山口 幸治君	農 林 課 長	湯山 光司君
上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君	未 来 拠 点 課 長	遠山 洋行君
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君	都 市 整 備 課 長	清水 良久君
こども育成課長	大庭 和広君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	3番 小林千江子君	4番 鈴木 豊君	

散 会 午前11時57分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | 発議第2号 | 小山町議会広報対策特別委員会の設置について |
| 日程第4 | 発議第3号 | 小山町議会改革調査特別委員会の設置について |
| 日程第5 | 発議第4号 | 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置について |
| 日程第6 | 発議第5号 | 小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置について |
| 日程第7 | | 町長提案説明 |
| 日程第8 | 報告第3号 | 平成30年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第9 | 報告第4号 | 平成30年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第10 | 報告第5号 | 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第11 | 報告第6号 | 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第12 | 報告第7号 | 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第13 | 報告第8号 | 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第14 | 報告第9号 | 平成30年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第15 | 議案第46号 | 財産の取得について |
| 日程第16 | 議案第47号 | 字の区域の変更について |
| 日程第17 | 議案第48号 | 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第49号 | 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第50号 | 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第51号 | 令和元年度小山町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第52号 | 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第23 | 議案第53号 | 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第54号 | 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号） |

○議長（池谷洋子君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。5月7日から10月31日までクールビズ期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承ください。なお、ジャケットなどは、気候に合わせて各自調整可としておりますので、御協力願います。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和元年第3回小山町議会6月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月20日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 発議第2号 小山町議会広報対策特別委員会の設置について

○議長（池谷洋子君） 日程第3 発議第2号 小山町議会広報対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） ただいま議題となりました発議第2号 小山町議会広報対策特別委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

発議第2号 小山町議会広報対策特別委員会の設置について、地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和元年6月4日提出。

提出者議員、岩田治和。賛成者議員、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、佐藤省三。

1、設置の理由。議会広報は町民に議会の諸活動を周知する極めて有効な方法であります。この周知を促進し、より効率的な運営を行うために、小山町議会広報対策特別委員会を設け、専門に調査する必要があるので、設置を求めます。

2、委員定数5人。

以上のとおり、特別委員会の設置について説明いたしましたが、何とぞ議員の皆様の各別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願い申し上げ、提案の理由の説明といたします。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

なければ、これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって発議第2号は、これを承認することに決定しました。

ただいま設置されました議会広報対策特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報対策特別委員に、お手元に配付しました名簿の1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君、3番 小林千江子君、7番 藺田豊造君、12番 渡辺悦郎君、以上5名の諸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議会広報対策特別委員に、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君、3番 小林千江子君、7番 藺田豊造君、12番 渡辺悦郎君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第4 発議第3号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（池谷洋子君） 日程第4 発議第3号 小山町議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） ただいま議題となりました発議第3号 小山町議会改革調査特別委員会の設置についてを、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。

発議第3号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について、地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和元年6月4日提出。

提出者、池谷 弘。賛成者、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、鈴木 豊、遠藤 豪、佐藤省三、藺田豊造、高畑博行、岩田治和、米山千晴、渡辺悦郎。

1、設置の理由。地方分権、行政運営の変化、住民意識の多様化、住民による行政参加等々により、議会を取り巻く環境の変化が著しい中で、議会改革は終わることのない取り組みであると考え。議会基本条例に基づき、議会報告会や政務活動費を取り巻く状況など、議会及び議員が日々研さんや努力を続けていかななくてはならない。議会本来の役割である政策形成や執行機関の監視といった機能強化とともに、住民に親しまれ、信頼される議会の実現のため、議会改革の取り組みを調査研究する必要があるので設置を求める。

2、委員定数12名。議長はオブザーバーとします。

以上のとおり、特別委員会の設置について説明いたしましたが、何とぞ議員の皆様の格別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明といたします。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し、決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、小山町議会改革調査特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました小山町議会改革調査特別委員会の委員の選任については、小山町議会

委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。小山町議会改革調査特別委員会委員に、お手元に配付しました名簿の、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君、5番 遠藤 豪君、6番 佐藤省三君、7番、藺田豊造君、8番 高畑博行君、9番 岩田治和君、10番 池谷 弘君、11番 米山千晴君、12番 渡辺悦郎君、以上12名の諸君を指名いたしたいと思います。なお、議長はオブザーバーとなります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 御異議なしと認めます。したがって、小山町議会改革調査特別委員会委員に、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君、5番 遠藤 豪君、6番 佐藤省三君、7番、藺田豊造君、8番 高畑博行君、9番 岩田治和君、10番 池谷 弘君、11番 米山千晴君、12番 渡辺悦郎君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第5 発議第4号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置について

○議長(池谷洋子君) 日程第5 発議第4号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。12番 渡辺悦郎君。

○12番(渡辺悦郎君) ただいま議題となりました発議第4号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

発議第4号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置について。地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

令和元年6月4日提出。

提出者、渡辺悦郎。賛成者、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、鈴木 豊、遠藤 豪、佐藤省三、藺田豊造、高畑博行、岩田治和、池谷 弘、米山千晴。

1、設置の理由。今後の小山町百年の計とも言うべき小山町内陸のフロンティアを拓く取り組みは、南海トラフ巨大地震が危惧されることによる減災対策や新東名高速道路の開通により内陸高台部である小山町のイノベーションが可能となることが想定されるなど、小山町にとって壮大な事業である。町民からの注目度も高く、今後、事業内容を十分に把握し、議会としてのチェック機能を発揮するとともに、議員として町民への説明責任を果たすためにも調査研究する必要があるので設置を求める。

委員定数12名、議長はオブザーバー。

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明いたしましたが、何とぞ議員の皆様の格別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し、決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員に、お手元に配付しました名簿の、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君、5番 遠藤 豪君、6番 佐藤省三君、7番、藺田豊造君、8番 高畑博行君、9番 岩田治和君、10番 池谷 弘君、11番 米山千晴君、12番 渡辺悦郎君、以上12名の諸君を指名いたしたいと思います。なお、議長はオブザーバーとなります。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員に、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君、5番 遠藤 豪君、6番 佐藤省三君、7番、藺田豊造君、8番 高畑博行君、9番 岩田治和君、10番 池谷 弘君、11番 米山千晴君、12番 渡辺悦郎君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第6 発議第5号 小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置について

○議長（池谷洋子君） 日程第6 発議第5号 小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） ただいま議題となりました発議第5号 小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査特別対策委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

発議第5号 小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委

員会の設置について、地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

令和元年6月4日提出。

提出者、遠藤 豪。賛成者、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、鈴木 豊、佐藤省三、藺田豊造、高畑博行、岩田治和、池谷 弘、米山千晴、渡辺悦郎。

1、設置の理由。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードレースが本町で開催されるに当たり、それに伴う準備等を効果的かつ円滑に推進するとともに、同大会の開催を契機とした本町のさらなる活性化を図るため、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会を設置し、調査研究を行う。

2、委員定数12名。議長はオブザーバー。

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明いたしました。何とぞ議員の皆様の格別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し、決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員に、お手元に配付しました名簿の、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君、5番 遠藤 豪君、6番 佐藤省三君、7番、藺田豊造君、8番 高畑博行君、9番 岩田治和君、10番 池谷 弘君、11番 米山千晴君、12番 渡辺悦郎君、以上の12名の諸君を指名したいと思います。なお、議長はオブザーバーとなります。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員に、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君、5番 遠藤 豪君、6番 佐藤省三君、7番、藺田豊造君、8番 高畑博行君、9番 岩田治和君、10番 池谷 弘君、11番 米山千晴君、12番 渡辺悦郎君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第 7

町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第 7 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第 3 号から議案第54号までの16議案について、町長から提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 皆様、おはようございます。令和元年第 3 回小山町議会 6 月定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただき、大変ありがとうございます。

それでは、提案説明をさせていただきます。

今回提案をいたしましたのは、平成30年度繰越計算書の報告 7 件、財産の取得 1 件、字の区域の変更 1 件、条例の一部改正 3 件、令和元年度補正予算 4 件の合計16件であります。

初めに、報告第 3 号 平成30年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、平成29年度から令和 2 年度までの 4 カ年で継続費を設定しております足柄 S A 周辺地区開発道路整備事業ほか 3 の継続事業につきまして、平成30年度事業費の未執行額を通次繰越し、令和元年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第 4 号 平成30年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成30年小山町議会 6 月定例会、12 月定例会及び平成31年小山町議会 3 月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきましたホストタウン交流推進事業ほか22事業につきまして、令和元年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第 5 号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成30年小山町議会11月臨時会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました宮ノ台地区宅地造成事業につきまして、令和元年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第 6 号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年、小山町議会 3 月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました許認可協議申請業務ほか 3 事業につきまして、令和元年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第 7 号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年、小山町議会３月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました自然環境調査ほか３事業につきまして、令和元年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第８号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年、小山町議会３月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました測量、用地調査ほか４事業につきまして、令和元年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第９号 平成30年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本件は、町道3628号線道路改良舗装工事との工程調整に伴い、年度内に事業が完了することができなかった（仮称）小山PA周辺地区ラウンドアバウト設置に伴う配水管布設替工事につきまして、地方公営企業法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、議案第46号 財産の取得についてであります。

本案は、小中学校のタブレット端末等ＩＣＴ機器の取得について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 字の区域の変更についてであります。

本案は、現在実施中であります県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、所領工区の圃場整備事業区域内に存する大字竹之下地先ほか１の換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、先般行われました町長選におきまして、町民の皆様に副町長一人制及び町政運営のスリム化の実現を図り、行政の効率化、歳出の抑制をしてまいりたいと訴えてきたところであり、副町長を二人体制から一人体制に改めるものであります。

次に、議案第49号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第198回国会において成立した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」における「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正の額に準じ、選挙長等の報酬日額等を改正するものであります。

次に、議案第50号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の介護保険料を軽減するための減額賦課の基準が定められたことに伴い、本町の介護保険料についてもこれに応じた軽減措置を講ずるため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第１号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,108万7,000円を追加し、予算の総額を152億5,108万7,000円とする

ものであります。

次に、議案第52号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、低所得者の介護保険料の軽減強化に伴う歳入予算の組み替えであります。

次に、議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ13億円を追加し、予算の総額を36億20万円とするとともに、一時借入金の設定をするものであります。

次に、議案第54号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7億100万円を追加し、予算の総額を13億1,820万円とするものであります。また、あわせて、地方債及び一時借入金の補正をするものであります。

以上、報告第3号から議案第54号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを除きまして、担当部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

日程第8 報告第3号 平成30年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第8 報告第3号 平成30年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第3号 平成30年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について説明をいたします。

議案書は1ページからになりますが、1ページは議案のかがみですので、2ページを御覧ください。4件の継続事業につきまして、順次、説明をいたします。

平成29年度から令和2年度までの4カ年で設定をしておりました足柄SA周辺地区開発道路整備事業、次に、平成28年度から令和2年度までの5カ年で設定しております町道3975号線ほか1道路整備事業、平成30年度から令和元年度の2カ年で設定している豊門会館改修事業及び平成29年度から令和元年度までの3カ年で設定しております森村橋修景・復元事業の計4件の継続事業につきまして、平成30年度事業費の未執行額を逓次繰り越しし、令和元年度の事業費と合わせて執行いたしますので、地方自治法施行第145条第1項の規定により報告するものであります。令和元年度へ逓次繰り越しいたしました額は、4件合計で5億5,913万7,388円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第4号 平成30年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第9 報告第4号 平成30年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第4号 平成30年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明をいたします。

議案書は3ページからですが、3ページは議案のかがみですので、4ページを御覧ください。

本件は、平成30年小山町議会6月定例会、12月定例会及び平成31年3月定例会におきまして、小山町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました23件につきまして、それぞれの繰越額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

それでは、それぞれの繰越額につきまして、順次説明をいたします。

中華民国自由車協会を受け入れるホストタウン交流推進業務が36万9,900円、（仮称）すがぬまこども園建築基本・実施設計が3,583万9,000円、県の森林整備事業補助金を活用して行います町有林整備事業が1,975万円、湯船原地区での調整池移設は、平成30年度内に完成をしたことにより繰越額は発生しませんでした。須走本通り電線地中化事業が2,452万3,560円、ホイルローダー購入事業が636万7,200円、各地区からの要望事項の未実施箇所に対応します公共施設地区対応事業が3億6,956万9,800円、オリンピック開催までに道路改良舗装を行うための町道用沢大御神線測量設計業務が1,414万8,000円、南藤曲地区の町道1288号線待避所設置工事が1,957万円、町道大胡田用沢線仮設水路設置工事が537万円、社会資本総合整備事業であります町道大胡田用沢線用地取得事業が1,627万9,105円、新東名関連町道整備事業が1億8,018万円です。

次に、5ページを御覧ください。

道路構造物長寿命化事業が4,789万5,000円、向田橋橋梁補修工事が4,235万6,000円、町道2414号線ほか標識設置工事は平成30年度内に完了したことにより、繰越額はありません。次に、工業団地アクセス道路整備事業が1億1,517万円、町道上野大御神線道路改良舗装工事の防衛施設道路整備事業が3億468万4,182円、各地区からの要望事項の未実施箇所に対応します河川維持事業が1,600万円、町営原向団地解体が797万400円、小学校、中学校、幼稚園の空調設備整備事業がそれぞれ3億3,000万円、1億1,750万円、4,250万円、最後に、多目的広場水路改修が556万2,000円。以上23件、合計17億2,160万4,147円を令和元年度へ繰り越しをするものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 報告第5号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第10 報告第5号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第5号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本報告は、議案書6ページからとなります。

本件は、平成30年小山町議会11月臨時会におきまして、同事業特別会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました宮ノ台宅地造成事業につきまして繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。内容につきましては、7ページの繰越計算書に記載されておりますように、宮ノ台地区の宅地造成を実施する整備工事等として7,591万4,695円を令和元年度へ繰り越しするものであります。

なお、整備工事の完了は、本年9月17日を予定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第11 報告第6号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第11 報告第6号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第6号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本報告は議案書の8ページからとなります。

本件は、平成31年小山町議会3月定例会におきまして、同事業特別会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました4件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして議会に報告するものであります。

内容につきましては、9ページの繰越計算書に記載されておりますように、事業地の許認可を申請するための許認可協議申請業務が518万4,000円、事業地の登記事務を実施するための嘱託登記申請業務が800万円、事業用地を確定するための確定測量が4,700万円、事業用地内の廃棄物を処理するための廃棄物処理が1,291万4,704円。計7,309万8,704円を令和元年度へ繰り越しするものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第12 報告第7号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第12 報告第7号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第7号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本報告は議案書10ページからとなります。

本件は、平成31年小山町議会3月定例会におきまして、同事業特別会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました4件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、11ページの繰越計算書に記載されておりますように、事業区域内の動植物に対する影響を調査する自然環境調査が464万4,000円、造成工事実施前に行う地質調査が1,287万4,000円、造成事業実施に向けた土地造成詳細設計が4,050万円、事業用地を買収するための事業用地取得費は平成30年度契約分の執行が完了したため、繰り越しはせず、計5,801万8,000円を令和元年度へ繰り越しするものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第13 報告第8号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第13 報告第8号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第8号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本報告は議案書12ページからとなります。

本件は、平成31年小山町議会3月定例会におきまして、同事業特別会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました5件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、

地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、13ページの繰越計算書に記載されておりますように、事業区域内の土地の現況を調査する測量用地調査が1,300万円、事業区域内の動植物に対する影響を調査する自然環境調査が500万円、事業区域内の造成工事前の地質を調査する地質調査が2,000万円、造成事業実施に向けた土地造成設計が3,040万円、事業用地を買収するための事業用地取得が1億1,000万円、計1億7,840万円を令和元年度へ繰り越しするものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第14 報告第9号 平成30年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第14 報告第9号 平成30年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 高村良文君。

○経済建設部長（高村良文君） 報告第9号 平成30年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

議案書14ページからなりますが、15ページを御覧ください。

本件は、町道3628号線道路改良舗装工事の進捗状況に合わせて、年度内に完成できなかった（仮称）小山PA周辺地区ラウンドアバウト設置に伴う配水管布設替工事4,536万円を地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により、令和元年度への事故繰り越しをいたしましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第46号 財産の取得について

○議長（池谷洋子君） 日程第15 議案第46号 財産の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長（長田忠典君） 議案第46号 財産の取得についてであります。

議案書は16ページをお開きください。

本案は、文部科学省が策定いたしました、2018年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針に基づき、令和２年度からの新学習指導要領の実施に向け、小学校４年生以上の児童分、中学校全生徒及び授業を担当する教師用にタブレットＰＣを1,126台、充電用保管庫36台、カラープリンター24台、大型テレビ12台、附属品一式を整備するものであります。

入札は４月24日に指名競争入札を執行したところ、日興通信株式会社沼津支店が１億3,025万円で落札決定し、消費税相当額1,042万円を加え、１億4,067万円で購入契約を締結するものであります。

なお、事業の完了予定期日は本年８月30日を予定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○８番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第46号 財産の取得について質問をさせていただきます。

かつて、全員協議会の席上でも同様の質問を実はさせていただいたんですが、タブレットＰＣの台数が非常に多いこと、それから、取得価格も１億4,000万を超える多額であることなどの理由から、この本会議の席上でも質問をさせていただきたいと思います。

まず１点目ですけれども、このマイクロソフトのサーフェスを導入した理由について。一つはコスト面から考えて、ほかのメーカーまたは機種と比較して一体どうだったのか、または、買い取り、リース、そういった点での分析の面でどうだったのか、その点をコスト面からの分析を１点お伺いします。

２点目は、近年、やはりタブレットＰＣを教育現場の中で大変多く導入している傾向はあるわけですけれども、その導入実績といいますか、全国的または県内、果たしてどうなのか。そこら辺の調査をもししているようでしたら、そこら辺の御紹介を説明として求めたいと思います。

以上２点お聞きします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

まず１点目の、今回購入するタブレット、サーフェスのほかのメーカーとの比較についてでございます。こちらにつきましては、まず町内の情報教育担当教諭によるＩＣＴ環境整備計画検討会を設置いたしまして、この中で検討したものでございます。また、検討の中では、今後導入を予定している学習用のソフトがウインドウズ版であることからサーフェスを選定したということが大きな理由でございます。

あとコスト面でございますが、予算要求時にリースした場合と購入した場合の比較を実施しております。その結果から、本年度一括購入することが、金銭的、コスト的に有利であると判断を

いたしまして、購入するということにしたものでございます。

2点目の導入の実績についてでございます。こちらにつきましては、平成30年度に行われましたICT関係のアンケートの結果から、県内のほとんどの市町では、整備台数はそれぞれ異なりますが、既に整備済み、整備計画があるということで、ほとんどの市町で整備をする方向で進んでおります。この中でも特に整備台数が多いところにつきましては、函南町の中学校1人当たり1台、川根本町で全生徒、全児童、教職員に1人1台を整備すると、そのような整備済み、もしくは整備計画があるとの回答でございました。

また、県内で既に整備されている平均台数は、5.9人に1台という結果が出ております。本町では、今回、タブレットPCを整備することによりまして、中学校では1人1台、小学校では約2人に1台整備するということになります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藺田豊造君） 2件ばかり質問させていただきます。

一つは競争入札にしたわけ。総合評価方式という方式もあるんですけども、それをとらなかった理由。それから、もう一つは、日興通信は沖電気の下請会社だと私は認識していますが、今度も沖電気関係の製品が来るのか、来ないのか。

この2点についてお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 藺田議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の指名競争入札のわけということで、総合評価入札をしなかったかということでございます。今回の購入につきましては、タブレットという備品を購入するだけの入札でございましたので、特別総合評価入札をする必要はなかったと考えております。

次に、2点目の沖電気関係の製品が来るのかということですが、教育委員会の方では沖電気製品を今後購入する予定は特にございません。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第47号 字の区域の変更について

○議長（池谷洋子君） 日程第16 議案第47号 字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 高村良文君。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第47号 字の区域の変更についてであります。

議案書は17ページからです。

本案は、平成22年度から実施しております県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、所領工区の圃場整備工事が完了いたしましたので、換地処分を行うに当たり、字の区域の変更をするものであります。この字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て定めるものであります。

内容を申し上げますと、小山町大字竹之下字所領、同じく、大字菅沼字水ノ音、同じく、大字竹之下字車田の三つの地域につきまして、工事後の道水路形状に合わせて、それぞれ字の区域を変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第17 議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

先ほどの提案説明の中で、町長は選挙時の公約を掲げておられました。しかしながら、議会との協議もなく今回上程されたわけでございます。人事は町長の専権事項でもあり、条例が副町長二人であつても副町長一人で行うことができます。一定期間ツートップで行い、ツートップで問題がないことを実証してからの上程でも問題ないというふうに考える次第です。

ちなみに1人制から2人制に移行したときも、当局は議会と協議し、なぜ必要なのか、説明をいただいております。今回、議会との協議がないまま上程されましたことにつきまして、町長の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをいたします。

公約に掲げたものでございます。これについて議会の皆様と協議がなかったということであると思います。まず、全員協議会でこの趣旨につきましては説明を申し上げました。また、提案説明でも申し上げたとおりでございます。したがって、私といたしましては、全員協議会のときにも御質問をいただいたものですから、あとは制度上、こういう条例改正が必要だということでありましたので、それで提案をさせていただいたと思っております。したがって、議員の皆様へ説明は、自分としては尽くせたのかなと思っております。

前例として、一人から二人になるときに議会の皆さんに説明があったということでございますが、これはそれぞれの町長さんのお考えだと思います。私個人といたしましては、全員協議会において説明をいたしましたので、それで皆様には私の考えを御理解いただけたんじゃないかなということで、制度上の手続といたしまして、今回、条例の改正を御提案させていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第49号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第18 議案第49号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第49号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

初めに、一部改正の背景を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が改正され、令和元年5月15日に施行されました。改正の内容でございますが、昨今の物価の変動や公

務員給与の改定等を踏まえて、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額などの改正が主なもので、本条例につきましても、当法律に準じ、選挙長等の報酬日額を改正する必要があることから、条例改正を行うものであります。

それではお手元の、条例改正資料新旧対照表の3ページ、4ページを御覧ください。

主な改正内容であります。選挙長及び開票管理者の報酬額が現行の1万600円から1万800円に、投票管理者については2万5,200円から2万5,600円に、投票立会人については2万1,400円から2万1,800円に、開票立会人及び選挙立会人につきましては8,800円から8,900円にそれぞれ改正をするものであります。

また、あわせて条例上の職命の区分を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律における区分と同一にする整理を行っております。

なお、施行日は公布の日であり、現状におきましては、令和元年7月28日任期満了となります。第25回参议院議員通常選挙から適用されることとなります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第50号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第19 議案第50号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第50号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は26ページをお願いいたします。

平成27年度から消費税による公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を一部実施しております。本年10月に消費税率が引き上げられることに伴い、介護保険法施行令が一部改正され、さらなる軽減強化として、第1段階軽減割合が増やされるとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第3段階の対象者まで拡大されました。

このことに伴い、本町でも保険料基準額に対する保険料率を、第1段階は0.45から0.375、第2

段階は0.75から0.625、第3段階は0.75から0.725に軽減割合を増やすため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

最後に、附則において本条例の施行日を公布の日からとし、第2条による保険料の適用を令和元年度分からとすることを規定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第20 議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,108万7,000円を追加し、予算の総額を152億円5,108万7,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の5ページを御覧ください。

2款3項1目森林環境譲与税は本年度から新たに創設をされた譲与税で、温室効果ガス排出削減や災害防止のために、森林整備の財源として人工林面積等を基準に譲与をされるものです。450万円を計上いたしました。

次に、16款1項1目民生費国庫負担金を275万6,000円増額しますのは、低所得者の介護保険料軽減強化による保険料収入の減額を補う国庫負担金であります。次に、同じく2項2目民生費国庫補助金を839万3,000円増額しますのは、幼児教育・保育無償化システム改修事業に対する国庫補助金であります。

次に、6ページの17款1項1目民生費県負担金を137万8,000円増額しますのは、低所得者の介護保険料軽減強化による保険料収入の減額を補う県負担金であります。次に、同じく2項1目総務費県補助金を315万円増額しますのは、本年度、新たに創設された移住就業支援事業に対する県

補助金を計上するものであります。

次に、19款 1 項 4 目民生費寄附金を91万円増額しますのは、きたごうこども園遊具整備に対し、一般社団法人綱山五徳会様からの寄附を見込むものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

7 ページを御覧ください。

初めに、2 款 7 項 3 目定住・移住促進事業費のうち、説明欄（2）定住促進事業費を420万円増額しますのは、移住・定住の促進及び中小企業等の人材不足解消のため、東京圏から小山町に移住し、就業または起業した者に対し支援金を支給するものであり、歳入で説明しました移住・就業支援事業県補助金を充当いたします。次に、同じく 8 項 1 目広報公聴費のうち、説明欄（3）東京オリンピック・パラリンピック推進事業費を77万4,000円増額しますのは、テストイベント開催に伴う観戦会場の設営費用50万円と資機材運搬用車両の借上料23万4,000円が主なものであります。

次に、8 ページの 3 款 2 項 2 目介護保険費のうち、説明欄（2）介護保険特別会計繰出金を551万2,000円増額しますのは、低所得者の介護保険料の軽減強化による保険料収入の減額を補う特別会計への繰り出し金であります。次に、同じく 3 項 3 目保育園費のうち、説明欄（2）保育園管理運営費を130万円増額しますのは、きたごうこども園の複合遊具の下にゴムチップ舗装を行うものであります。同じく説明欄（8）幼児教育・無償化事業費を839万3,000円計上いたしますのは、今年10月から実施予定の幼児教育・無償化のためのシステム改修費であります。

次に、9 ページの 5 款 2 項 1 目林業総務費のうち、説明欄（3）森林整備事業費を450万円増額しますのは、適切な森林経営や管理を図るため、森林所有者を対象に意向調査等を行うものであり、先ほど説明しました森林環境譲与税を交付されたことにより実施をするものであります。

最後に、12款 1 項 1 目予備費を359万2,000円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

○議長（池谷洋子君） 日程第22 議案第52号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第52号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の4ページをお開きください。

歳入1款1項1目第1号被保険者保険料を551万2,000円減額し、6款1項4目低所得者保険料軽減繰入金を551万2,000円増額しますのは、低所得者の介護保険料軽減強化に伴い、対象となる段階の介護保険料と一般会計から繰り入れられる低所得者保険料軽減繰入金との歳入予算の組み替えを行うものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第23 議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ13億円を増額し、歳入歳出総額を36億20万円とするものであります。また、あわせて一時借入金の設定をするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書、5ページを御覧ください。

1款1項1目不動産売払収入を13億円増額いたしますのは、廃棄物処理委託業務発注に伴い、処分に係る経費を土地売払金に上乗せする必要があるためであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページを御覧ください。

2款1項1目事業費、説明欄（2）事業費13節委託料を12億8,000万円増額いたしますのは、事業区域内から発見された廃棄物混じり土の処分が当初予算の金額では賄い切れないためであります。同じくその下、27節公課費を1,400万円計上いたしますのは、三重県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬出する際に課税される三重県産業廃棄物税であります。

その下、同じく3款1項2目利子、説明欄（2）公債費を600万円増額いたしますのは、今回設定いたしました一時借入金の利子を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第54号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第23 議案第54号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第54号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7億100万円を増額し、歳入歳出総額を13億1,820万円とするものであります。また、あわせて地方債及び一時借入金の補正をするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書6ページを御覧ください。

3款1項1目用地取得等事業債を7億100万円増額いたしますのは、道路事業や地権者等の事情で昨年度取得することができなかった用地の取得を本年度改めて行うためであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目事業費、説明欄（2）事業費を7億100万円増額いたしますのは、先ほども申し上げましたとおり、昨年度の未契約分の用地取得費に速やかに充てるものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

たたいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月6日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時57分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	池	谷	洋	子
署	名	議	員	小	林	千	江子
署	名	議	員	鈴	木	豊	

令和元年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和元年6月6日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総 務 課 長	後藤 喜昭君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
健 康 増 進 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	山口 幸治君
農 林 課 長	湯山 光司君	商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君
未 来 拠 点 課 長	遠山 洋行君	防 災 課 長	武藤 浩君
こ だ も 育 成 課 長	大庭 和広君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	3番 小林千江子君		4番 鈴木 豊君

散 会 午後3時02分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

12番 渡辺悦郎君

1. 三来拠点事業について
2. オリンピック等の対応
3. 専門監等の処遇について

(個人質問)

4番 鈴木 豊君

1. 公共交通網整備の具体策について
2. 耕作放棄地等の再生利用について

8番 高畑博行君

1. 池谷町長の施政方針について

6番 佐藤省三君

1. お年寄りに安心な医療、看護、介護体制の整備について

10番 池谷 弘君

1. 永続的農業経営のためのドローン導入・活用について

1番 室伏 勉君

1. 災害に強い町づくりについて

9番 岩田治和君

1. 都市計画税条例の廃止について

3番 小林千江子君

1. 未就学児の児童虐待について
2. 病児・病後保育の対応に関して
3. 放課後児童クラブ（学童）の長期休校時の受け入れ拡充について

2番 室伏辰彦君

1. 有害鳥獣対策の取り組みについて
2. 三来拠点事業（駿河小山駅周辺活性化）について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

なお、議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で行います。一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁を行います。一問一答方式の場合は、大きな項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次からは自席にて答弁を行います。再質問の答弁は全て自席で答弁を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第1

一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。それでは、まず代表質問を行います。通告により、発言を許します。

12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） おはようございます。会派令明を代表して質問を行います。

まず、町長におかれましては、先の選挙でめでたく当選されましたことに、改めてお祝い申し上げます。県内はもとより、全国各地から行政視察などで訪れる方が多い「元気ある町小山町」のかじ取りとして頑張っていただきたいと思います。

さて、去る14日の臨時議会において、町長は所信表明を行われました。

その際、町長は冒頭に、少子高齢化が進む中、町ににぎわいを創出し、世界遺産の町として世界へと発信し、町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、住んで幸せを感じる理想郷・住民幸福度日本一の町の実現に向けて一生懸命頑張っていくと表明されました。

次に、1、町民主役の町政、2、安全・安心の確保、防災・減災のまちづくり、3、社会保障・医療・健康・福祉施策、4、経済・産業活性化・雇用創出施策、5、住環境整備施策、6、教育施策、7、自衛隊との共存共栄、8、未来の小山町のための施策、以上の八つの基本方針のもと、行財政改革を進め、費用対効果を念頭に置き徹底的に無駄をなくし、経費の削減を図るとともに事業の重要性・必要性を鑑み、優先順位をつけながら事業を展開すると表明されました。

この所信表明をもとに、具体的な質問を3点いたします。

まず、最初の質問です。

先ほどの基本方針の4、経済・産業活性化・雇用創出施策、並びに5、住環境整備施策の一翼

を担い、町の明暗を分けるとも言える三来拠点事業について伺います。

開発途上であり道半ばではありますが、今後の対応と推進のための施策を伺います。

次の質問です。

基本方針の中で、4番目の経済・産業活性化・雇用創出施策について、オリンピックについて述べられております。

本年7月にテストイベントが実施され、1年後には本番となる東京2020オリンピック・パラリンピックの対応であります。町長は所信表明で、大会を成功裏に終わらせ、レガシーを構築すると述べられております。具体的な対応を伺います。

最後の質問です。

町長の選挙公約に掲げてありました、技監・専門監等の処遇であります。

現在、国や県からの出向、またすぐれた識能を持った者を技監・専門監等として配置し、事業等の推進が図られております。

所信表明で、行財政改革を進め、費用対効果を念頭に置き徹底的に無駄をなくし、経費の削減を図ると述べられております。

町民の願いを早期にかなえるため、粉骨砕身頑張っている彼らがあります。例を挙げますと、足柄サービスエリアスマートインターチェンジの開設、国道246号線の拡幅・改良、湯船原地域の環境アセスメント、また落合地区の再開発がスムーズに行われているのは、彼らと町職員が協働した成果であります。また、町職員がこのもとで職務遂行することによって識能を上げていることも事実であります。ただ単にその場だけの費用対効果を考えるのではなく、中長期にわたる施策も必要かと考えます。

かつて国において「事業仕分け」なるものが行われました。その結果はどうだったのでしょうか。批判だけが先行し、最後に残ったものは何だったのでしょうか。一時の歳出を削ることで未来を担う若手職員の芽を摘むことがないようにしていただきたいと考えます。

以上を踏まえて、専門監等の処遇について町長の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをさせていただきます。

はじめに、三来拠点事業についてであります。

議員御承知のとおり、本事業は、平成24年度から、静岡県が防災減災、雇用機会の創出、定住人口と交流人口の拡大等を目標に、内陸のフロンティアを拓く取組として、国の総合特区制度を活用し、様々な取り組みを推進しているところであります。

本町も同年度から参画をしており、現在八つの区域が静岡県内陸フロンティア推進区域に指定され、この一連の取り組みを三来拠点事業と総称しております。

8区域の内訳といたしまして、南藤曲地区は、全ての区画に家が建ち並び、人々が移り住み、定住事業としては完了をしております。

次に、何らかの形で事業に着手しているエリアが6区域、未着手のエリアが1区域であります。

各事業の今後の対応についてであります。本町や静岡県あるいは民間事業者が事業主体として、着手済みの事業につきましては、今後も継続して事業を進めてまいります。また、現時点で未着手の事業につきましては、事業の必要性、費用対効果などを再検討した上で、実施の可否を決定してまいりたいと考えております。

区域別に申しますと、湯船原地区、小山PA周辺地区、足柄SA周辺地区、富士小山わさび平地区、須走周辺地区につきましては、これまでと変わらぬ手法でゴールを目指してまいります。

また、駿河小山駅周辺地区につきましては、これまでの取り組みに加え、公民連携という新しい手法でにぎわいを創出してまいります。

なお、未着手でありますリバーガーデンタウンおやまの町内6カ所の優良田園住宅の宅地造成事業につきましては、財政状況、事業効果並びに地域の実情等を今後よく検討した上で、実施の可否を決定してまいります。

三来拠点事業につきましては、町の将来を左右する大変重要な事業であると考えております。目標達成のため早期に事業を完了することを心がけ、事業に伴う起債の償還を早期に行い、完成した工業団地への企業誘致につきましては、取り組みを更に加速して、産業振興等の事業効果の実現とあわせて、税収の増加により健全な財政運営を図るよう、強い意志を持って事業を推進してまいります。

次に、オリンピック等の対応についてであります。

オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、開催都市や開催国に生み出される持続的な効果とされるレガシーは、各種施設の整備、スポーツの振興及び競技力の向上、人材育成、経済の活性化など、有形、無形にとらわれず、大会後に残る遺産であります。日本におきましては、1964年の東京大会の際の、東海道新幹線や首都高速道路の整備、体育の日の制定などが有名であります。

町では、レガシーへの取り組みとして、静岡県が設置したレガシー検討委員会に参画して検討を進めております。

レガシー検討委員会では、静岡県内で開催されるトラック・マウンテンバイク競技会場とロード競技会場とに分かれて、レガシーの創出を検討しています。

ロード競技会場のレガシーについては、本町、御殿場市、裾野市に加え、富士スピードウェイ、競技団体等で検討を重ね、大会後のレガシーとして、三つの目標を定めました。

一つ目は、オリンピック・パラリンピックのロードレース競技の開催地として、レガシー大会の新規創設及び定例的な開催。

二つ目は、ロード競技の競技力向上の場となるトレーニングキャンプ地としての整備の推進。

三つ目は、国際的なサイクルツーリズムの目的地としての環境整備とサイクルイベント等の開催であります。

今後、目標の実現に向けた具体的な方策を検討していくことになっております。

一方、町内における独自のレガシーについては、小山町推進本部や小山町開催支援協議会の中で検討を進めますが、富士スピードウェイやコースとなっている道路を、大会終了後もレガシーコースとして認知できるモニュメントや案内標識及び矢羽根標示の設置に向け、静岡県と連携しながら関係機関との調整を進めてまいります。

また、本年4月にホストタウンとなった台湾の自転車競技連盟との関係を更に深め、大会終了後においても幅広い分野で相互交流が図れますよう、友好関係を発展させてまいりたいと考えております。

次に、専門監等の処遇についてであります。

専門監等につきましては、任期付きで任用している関係もあり、今すぐに廃止するということは考えておりません。また、議員御案内のとおり、現在町内で進められております各種事業において、これまでの活躍により、それがスムーズに、そして大きく進展していることも周知の事実でございます。

専門監等の処遇につきましては、その任期が切れる際等に継続して任用をすべきか否かを慎重に検討し決定していく考えでありますが、やはり小山町職員の個々の能力を伸ばすという意味からも、将来的には専門監等に頼るのではなく、その技術及び能力を職員が学び、身につけ、その役割を職員自らが担い、対応していけるようになることが理想であると考えます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問ありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再質問でございます。

まず、三来拠点事業について質問させていただきます。

三来拠点事業は全国からも視察者が多数訪れる事業で、日本一元気な町小山町を知らしめた事業でもあります。

答弁にもございましたように、既に完成した事業、現在進行形の事業、未着手のエリアがございます。未着手のリバーガーデンタウンおやまにつきましては、財政状況、事業効果、地域の実情を検討すると答弁がございました。

経済・産業活性化・雇用創出施策と連携し、住環境整備施策も基本方針で述べられているところであります。

企業が進出し、就労者に住みやすい住環境を提供するためにも早期の決断が必要かと考えます。

市街化区域の再開発が先送りされる状況でのリバーガーデンタウンおやまにつきまして、どの時点で決断されるのか、町長の考えを伺います。

次に、オリンピック等の対応でございます。

本町は、ロードレース会場であり、一般的には競技に使用した道路や富士スピードウェイを考えがちですが、答弁にもありましたように、様々なレガシーが考えられ、また県や御殿場市、裾

野市との連携によりましてレガシーに取り組まれている様子が理解できました。

そこで、テストイベントを間近に控え、機運の醸成が何よりも必要かと考えます。機運醸成の取り組みについて具体的な例を伺います。

次に、技監・専門監等の処遇についてでございます。

任期を全うしていただくとの答弁がございました。現在進められているプロジェクトが完了する間は現体制で臨むと理解いたしました。

また、将来的に頼らない職員を育てることは誰しもの思うことであり、そうすべきだと考えます。しかしながら、国の施策等が変化する中において、国や県とのパイプを作り、職員が業務遂行の御支援、御助言をいただき、業務が円滑に行われるような施策も必要かと考えます。

町の対応について町長の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） まず、三来拠点事業でございますけれども、都市計画法の規定では、市街化区域は市街化を促進する区域、市街化調整区域が市街化を抑制する区域というふうに定められております。

市街化調整区域でも、ただ全部だめということではなくて、34条におきまして、例外的にその開発が認められているという法律になってございます。

したがって、市街化区域を優先的に、先にその開発を進めて、そこに人口増加を図っていくということが基本的な話だというふうに理解をしております。そういう中で、このリバーガーデンタウンおやまは、その全てが市街化調整区域でございます。したがって、そういう点からは、法律の基本的な趣旨には反した開発を進めていくという計画になっているというふうに理解をしております。

ただ、しかしながら、既に三来拠点事業の中で定められた事業でございますので、進める事業と、ここでちょっと考え直す、見直しをする事業と線引きをしまして、進めていく事業につきましては、しっかりと取り組んでいくというふうに考えております。

現在、都市計画事業の全体の見直しをしようということになってございますので、そういうことも絡めながら、リバーガーデンタウンおやまをどういうふうに進めるかということも考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、技監・専門監等の処遇についての再質問でございます。

議員が御指摘のとおり、早期に町の発展を図らなければならないという観点から、技監・専門監は今までよりも大変重要な役割を果たしてきたというふうに考えております。特に、国に係ります事業を進めておられる専門監・技監につきましては、大変重要な役割を担って、町のために働いていただいているというふうに考えておりますので。やはり事業の完了の見込みが立つまでは、しっかりと頑張ってもらいたいというふうに思います。

一方、また新たに必要性が生じるようなケースもあるかもしれません。それにつきましては、

国あるいは県としっかりと話をしながら、職員を派遣してもらおうとかというようなことも考えていくというようなことも考えられます。

いずれにいたしましても、早期に町の発展につなげていくということが大前提であるというふうに思っておりますので、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

オリンピック・パラリンピックの機運醸成についてでございますが、具体的な取り組みといたしまして、今年度でございますが、去る6月3日に開催されました小山町オリンピック・パラリンピック開催支援協議会の中で事業計画として認められた内容でございますけど、まず、今月の27日から30日にかけて、自転車競技を見ていただいて、理解を深めたいということで、2市1町、また県、自転車競技連盟等で組織した実行委員会が、富士スピードウェイにおきまして、全日本自転車競技選手権大会ロードレースを開催いたします。この間にまた町民の皆様は観戦勸奨して、ぜひとも自転車に興味を深めていただきたいと思います。

また、質問の中にもありました7月21日には、テストイベントが開催されます。これについても町民の皆様は広く広報いたしまして、観戦を、見ていただきたいというふうに考えております。

それから、10月になりますが、自転車レースの観戦勸奨という意味で、国内で最大級と言われているロードレースのジャパンカップが宇都宮市で開催されます。これについて、町民の皆様は観戦を呼びかけて、自転車レースへの観戦を深めていきたいという取り組みも考えております。

あと、町民の皆様に対して、オリンピック・パラリンピックがこれから行われるという気持ちを高める事業としましては、7月の富士山金太郎夏まつりの中でオリンピック音頭というのがございます。これを皆さんで踊って、何とか機運を高めていきたいというイベントも計画しております。

また、来年の1月になりますが、いよいよオリンピック・パラリンピックですが、開催200日前を迎えることになります。これに対しまして、大きなイベントを計画して、町民の皆様の気持ちをオリンピック・パラリンピックに向けていきたいという取り組みを計画しております。

それ以外としましては、町の花の会やシニアクラブ、また地域の皆様の御協力をいただいておりますが、ロードコースの会場となっております道路の沿道について、花壇を整備して、大会当日非常にきれいな花で選手や観戦の皆様をお迎えしたいということも考えておりますので、これについては本大会まで長い期間になりますが、関係する皆様と取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 先ほど質問しましたリバーガーデンタウンおやまの件についてでございます。

町長がおっしゃることはよく理解できるわけですがけれども、ただ、企業が進出してきた際に就労者が住む場所がそれまでに準備ができるかどうか、ここが大きなポイントだと考えます。俗に言う「鶏が先か、卵が先か」というような話でございます。

市街化区域をどのように再開発して住居等を確保するのか伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 再々質問にお答えをいたします。

リバーガーデンタウンおやまの関係でございますけれども、現在、市街化区域の宮ノ台も宅地造成を始めております。それと、手法といたしましては、道路がない地域、道路の要望がある地域に道路を整備しまして、それで民間の活力を、民間の開発誘導を図っていくというような手法も考えてまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、議員おっしゃるとおり、三来拠点事業で工業団地造成をしていると、雇用創出もこれから必要といたしますか、雇用創出も出てきますので、その対応はしっかりしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

○12番（渡辺悦郎君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

はじめに、4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） おはようございます。では、私にとって、令和元年初の一般質問をいたします。

まず、今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

1件目は、公共交通網整備の具体策についてであります。

池谷町長は、今回の選挙のマニフェストにおいて、J R御殿場線の利便性向上、オンデマンドバスの運行等公共交通施策の推進も掲げております。また、御殿場―国府津間の電車運行本数増加にも取り組んでいると申しております。

その中で、池谷町長が小山町の公共交通網についての具体策についてどのように考えているか伺いたく質問いたします。

町内循環のコミュニティバスについては、以前から町民や議会からも再三指摘され、小山町の地域公共交通会議でも様々な角度から検討されてきたことは承知するところであります。

予算的にも約7,000万円近くもかけておりますので、もっと小山町に合う施策の検討も必要かと私は思います。

私ども議員も、昨年末、12月に京都府の京丹後市へ公共交通の研修に行つてまいりました。

京丹後市は、6町が合併して市制施行した市でありまして、面積が広く、人口減少による高齢化率も35.3%と高いのが現状の中で、公共交通施策も様々な取り組みをされております。

タクシー事業者の撤退による公共交通空白地もあり、運行開始されたのが、デマンドバス、EV乗り合いタクシー、ささえ合い交通が運行されていました。

特に私どもが関心を寄せたのは、ささえ合い交通でした。主な内容は、地元のドライバーが保有する自家用車を活用し、ウーバーアプリを導入し、利用者とでの運行しているのであります。

京丹後市の一例を挙げましたが、他の市町村でもいろいろな交通弱者への取り組みをしていると思います。現在、高齢者の交通事故も多く報道され、免許返納者も多くなっております。町も喫緊の問題でありますので、早急の対策を望みます。

また、あわせて御殿場線の利便性についても具体的な考えをお聞きます。

一つ目としまして、池谷町長は、現状のコミュニティバスの公共交通について、どのような見方をしていたのかお伺いします。

二つ目としまして、今後、小山町の発展のための公共交通の充実及び整備について、どのような具体的施策を考えているのか。

三つ目としまして、オンデマンドバスやタクシーなど小山町の施策に取り入れる考えがあるのか。また、現在運行している富士急との検討をどのように進めていくのかお伺いします。

次に、御殿場線関係の公共交通網について伺います。

一つ目として、御殿場線の運行本数の増加について今後どのような具体的施策を持っているのか。

二つ目としまして、今後、足柄駅舎の改築や桑木の複合施設の完成、ハイキング客の増加、また、通勤通学の増加も見込まれることから、ロマンスカーの足柄駅停車について私も要望しますが、JRや小田急への働きかけについて町長の考えをお伺いします。

続きまして、2件目の質問に入ります。

耕作放棄地等の再生利用についてであります。

最近、耕作放棄地などが各地方で問題になっております。町中を通ってみますと、休耕田や遊休農地が最近多く見受けられます。以前に休耕田が約34ヘクタールで、遊休農地が約7.2ヘクタールと聞いていましたが、荒廃地がふえますと病虫害の発生源となり、周りの耕作者にとっても大変迷惑なものとなります。

また、耕作放棄地などがふえれば景観も損なわれることになり、早急に耕作放棄地などの解消を進める必要があると思います。

中には、遊休農地などを農業従事者など農業サークルの団体や個人などが耕作している人も見受けられますが、高齢化や労働力不足、田や畑を持っても農業従事者でない人の増加により、遊休農地などが多くなっているとも聞いております。

現在、農業委員会や農地利用最適化推進委員の方々も、荒廃地などの減少に御尽力されている

とも聞いております。

認定農業者の育成支援だけでなく、農業に興味のある新規就労者も最近ふえてきていると聞いていますので、いろいろな制限があると思いますが、新規就労者の支援も考えてほしいと思います。

今後、行政や農協などが主体となり、耕作放棄地などがふえないよう、また解消していくよう対策を検討していく必要があると思います。

そこで4点ほどお伺いします。

一つ目として、町が把握している耕作放棄地や遊休農地は、現在どのくらいあるか。また、増加しているのか。

二つ目として、町では、担い手育成支援や農地集積、遊休農地の解消など、有効活用を進めると言っておりますが、具体的にはどのような担い手育成支援や有効活用を進めているのか。

三つ目としまして、耕作放棄地や遊休農地の再生利用について、今後、桑木の複合施設や道の駅などの地場産の野菜などの販売販路がふえると思いますので、町ではどのような考えを持っているのかお伺いします。

最後に、耕作放棄地再生アクションプランの効果は、現在どの程度あったのか。事例を挙げてお答えください。

2件目の質問は以上です。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木 豊議員にお答えをいたします。

はじめに、公共交通網整備の具体策についてのうち、現状のコミュニティバスの公共交通についてどのような見方をしていたかについてであります。

現在、町内には14のコミュニティバス路線が整備され、特に日中の時間帯において、多くの空のバスが走っているのが現状であり、毎年行っている町民アンケートの結果を見ても、公共交通に対する町民の評価は低く、見直しが必要だと感じております。

次に、小山町の発展のための公共交通の具体的施策についてであります。

公共交通を検討するに当たっては、まちづくりや防災、福祉、観光、教育なども勘案しながら、総合的に施策を展開することが必要だと考えております。具体的には、主な利用者である子ども達、高齢者を念頭に置き、朝と夕方は、学校の登下校の時間帯に合わせ、必要なルートに絞る形で、現状と同じような定時定路線バスの運行を考えております。また、日中は、利用する時間帯や行きたい場所といったニーズが分散するため、効率的な運行を図るため、予約制のデマンド交通の導入を検討しております。

次に、オンデマンドバスやタクシーなど小山町の施策に取り入れる考えがあるのか。また、現在運行している富士急行との検討をどのように進めていくかについてであります。

デマンド交通の導入については、先ほどお答えしましたとおり、導入を検討しております。既

存の交通事業者との検討につきましては、全国的に運転手不足が叫ばれる中、新しい運行方法や運行ルートの導入は大変厳しい状況ではありますが、引き続き民間事業者との協力体制を維持し、町民の利便性向上を高めていきたいと考えております。

次に、御殿場線の運行本数増加の具体的施策と交通事業者への働きかけについてであります。議員御指摘のとおり、町では、足柄駅舎のリニューアルや足柄駅前広場の再整備、ふじのくにアクアイグニス小山の誘致、駿河小山駅前の「町の駅金太郎」のリニューアルなど、御殿場線の駅を中心とした集客施設の充実を進めております。

さらに、先ほどお答えしたコミュニティバスの整備や企業誘致の促進など、まちづくり全体を通して、御殿場線の利用者増加を図ることで、運行本数の増加やロマンスカーの足柄駅停車といった御殿場線の活性化につなげていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、農林課長から答弁をいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 次に、耕作放棄地等の再生利用についてのうち、耕作放棄地とその推移についてであります。

小山町農業委員会では、毎年、農地パトロールを実施しております。農地パトロールは、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、農地法第30条に基づき、主に「地域の農地利用の確認」「耕作放棄地の実態把握」「違反転用の発生防止・早期発見」に重点を置いて実施しており、町内全ての農地の利用状況を把握しております。

耕作放棄地とは、過去1年以上作物を作付せず、この数年の間に再び作付をする意思のない土地のことで、遊休農地としても同じ内容であります。

本町の耕作放棄地の特徴は、狭小である、形が悪い、乗り入れ口がない、鳥獣被害の影響が大きいなど、耕作条件の悪い農地がほとんどであります。

農業委員会では、地元の会合に積極的に出席し、地域農業に関する情報収集に努め、農家と農地のマッチングを行うなど、農地の有効利用につながる活動を行っておりますが、有効に活用されていない農地につきましては、約44ヘクタールであり、増加傾向にあるのが実情であります。

次に、耕作放棄地の解消につながる取り組みについてであります。

町では農業委員会との連携により、農地利用に関する意向調査を行い、地域の担い手や隣接の耕作者への紹介を行うなど、農地中間管理事業を活用した農地の再生利用を推進しております。

また、効率的に農業を営める環境を整えるため、農業生産基盤整備を積極的に推進し、優良農地の確保に努めてまいります。

しかしながら、小規模で土地条件の悪い農地については、借り手がなく、再生利用が困難であります。

そのため、定年後に農業を始めたい方や、小規模な農業経営を志す方など、技術と意欲のある

非農家の町民に対し、農地の利用権を認める町民農業者制度の導入を検討し、耕作放棄地の利用促進を進めるとともに、新たな担い手の創出につなげるよう準備を進めてまいります。

次に、農作物の需要の高まりに対する町の考えについてであります。

議員御指摘のとおり、桑木地区の複合施設が完成すれば、更に需要が増加することから、農作物の生産供給体制の強化が課題となります。

生産の拡大のためにはＪＡ御殿場と連携し、野菜づくりに関する講習会の開催や、町民農業者制度を活用した新たな農業者の育成などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、近年、農業を主に事業とする民間企業の参入が増加傾向にあり、県内においても野菜の生産拡大を積極的に推進しているところであるため、このような民間企業との連携による生産拡大についても取り組んでまいります。

次に、荒廃農地再生アクションプランの効果とその事例についてであります。

荒廃農地再生アクションプランでは、本町の耕作放棄地の再生についての課題を整理し、具体的な活動計画を策定しております。

昨年度は1.9ヘクタールの耕作放棄地が農地に再生されております。

その事例の一つに、農業委員が中心となり立ち上げた吉久保耕作組合の活動があります。耕作放棄地0.3ヘクタールを解消し、キャベツ、サツマイモの定植を実施し、収穫物は道の駅で販売され、サツマイモの収穫については、ＪＡ御殿場と連携して地域住民の農業体験活動とあわせて行うなど、耕作放棄地や保全管理地の解消・発生防止活動に取り組んでいます。この活動が認められ、平成30年度耕作放棄地再生・活用等シンポジウムの耕作放棄地対策部門において、静岡県農業会議会長賞を受賞しております。

今後も農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化に努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○４番（鈴木 豊君） それでは、再質問ですが、１件目の公共交通網整備の具体策についてですが、２点ほど再質問をさせていただきます。

１点目は、オンデマンド交通の導入を検討しているとの前向きな回答がありましたが、実施時期はいつ頃か。また、民間事業者との協議はどの程度進めてきているのかお伺いします。

２点目は、御殿場線の本数増加やロマンスカーの足柄駅停車については、ＪＲ東海や小田急への要望に、県などの協力も仰ぎ、町長のトップセールスも必要で、もっと有効な手だてを考えるべきと思いますが、再度町長の考えをお伺いします。

２件目の耕作放棄地等の再生利用についての再質問ですが、２点ほどお伺いします。

担い手育成支援について、農地の利用権を認める町民農業者制度の導入を検討すると先ほど回答がありましたが、町民農業者制度について、もう少し詳しく、どのような制度かお伺いします。

二つ目としまして、農産物について、最近、個人農業者が集まり、山芋やタマネギなどを栽培

していると聞きますが、需要が多くなってきている現在、小山町の特産農産物の開発をする考えがあるか伺いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

御殿場線の運行本数増加やロマンスカーの足柄駅停車の件でございますが、全く鈴木議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。トップセールスを行わなければならないというふうに考えております。

ただ、御殿場線の関係につきましては、御殿場線利活用推進協議会という公の組織がございます。この会長が御殿場市長でございます。この会議を飛び越してトップセールスに行くというのは、現状では難しい話かなというふうに思います。県議会議員の時代には、ＪＲ東日本、小田急に個人で行ってまいりまして、いろいろな要望をさせていただきました。

私は、根本的な話といたしましては、御殿場線を御殿場駅から西と東に分けて、西をＪＲ東海、東をＪＲ東日本に経営をしていただくということが、利便性向上、それは小山にとって非常にいい話じゃないかなと。これは神奈川県各市町もそう考えるというふうに思うんですけれども、それが解決の一番の方策だなというふうに思います。

現在、ＪＲ東海のＴＯＩＣＡとＪＲ東日本のＳｕｉｃａのまたぎ利用もできないという大変な課題も抱えている状況でございます。これは東海道線の熱海も同じ状況でありますけれども。こういうことを解決していくためには、私が今申し上げたとおり、御殿場駅で起点を分けるということでない、先に進まないというふうに考えております。ただ、それでは手をこまねいて、いいのかということでもありますので、内々にＪＲ東日本、小田急に行って、しっかりとまた話をしていきたい。話をさせていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） １点目の、時期はいつ頃についてですが、当初、本年10月からの実施を町直営で考えておりましたが、全てを民間事業者へ委託することになったことから、調整に時間が必要となり、来年4月からの実施を予定して協議を進めております。

また、協議はどの程度進めているかについてですが、現在、民間事業者から案を提出いただいております。路線、デマンド交通の台数や金額について調整をしているところでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 鈴木 豊議員の質問にお答えいたします。

町民農業者制度につきましては、増加傾向にある耕作放棄地の有効利用を目的として、農業への意欲のある非農家の方々に農地の利用権を認める制度であります。

具体的には、農業経験のないはじめての方でも、J A御殿場の研修等を受講していただくことで制度の対象となり、農業委員会へ申請・審査を経て町民農業者となります。今まで農地の利用権につきましては、農家でなければできないものでありましたけれども、町民農業者では比較的小規模の農地について耕作放棄地を借りることができ、野菜の栽培が可能となります。

町といたしましては、農作物の生産拡大とともに、新たな農業従事者の担い手の創出に期待し、また有効な手段と考え、町民農業者制度の導入を検討してまいります。

次に、町の特産物の開発の考えであります。

現在、町の特産物は、お米と水かけ菜であり、御殿場コシヒカリについては農家の方々の工夫と努力によりまして評価が高まっております。また、議員御承知のとおり、山芋、タマネギ、キャベツ、サツマイモなど、今まで少なかった品種も生産が進んでまいりました。

町といたしましては、町の風土に合った新たな特産物となり得る品種の栽培を試みるとともに、農業者の負担が少なく、生産能力の高い農作物をJ A御殿場や県と連携し研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 再々質問を1件だけさせていただきます。

1件目の公共交通網の関係で、協議検討し、公共交通網の整備が進むことを期待しますが、1点だけ。

オンデマンド交通にする場合の予算は、現在のコミュニティバスとだいぶ変わるのかお伺いしたいと思います。

また、ほかのオンデマンドバス以外の交通施策を考える考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 予算の関係ですが、今、民間業者と協議を進めていますので、金額については、今のところ、ふえるか、ふえないかという判断はできかねます。

また、オンデマンド交通以外の方策はということですが、今現在は路線バスとオンデマンド交通、二つで実施したいと考えております。

以上であります。

○4番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番 高畑博行君。

○8番(高畑博行君) 私は池谷町長の施政方針について一問一方式で質問をさせていただきます。

池谷町長は、先に行われた町長選挙を通して、様々な政策を掲げて町民の皆さんに訴えてこられました。また、5月14日に行われた臨時会の冒頭で所信表明を述べ、基本的な施策方針を表明されました。

所信表明の中では、「町は人口減少が進んでいる。町ににぎわいを創出し、町政を活性化させ、世界遺産の町・小山町を全国、世界に発信していく」と述べ、さらに「費用対効果を常に念頭に徹底的に無駄をなくし、事業は重要性、必要性を考え、優先順位をつけながら着実に展開していく」などと述べられました。

これらは、今後の小山町の進むべき道を左右する極めて重要な点だけに、今回、私はそれぞれの政策の柱について町長のお考えをお聞きし、町長がどういう方向にこの小山町を導こうとしているのかお聞きしたいと思います。

ただし、質問したかった柱の一つである都市計画税条例についての質問は、他の議員と重複してしまったので、私は取りやめ、該当議員の議論に譲りたいと思います。その点だけは承知お願い、以下、私の質問をさせていただきます。

まず、町長に伺います。

具体的な政策は後で聞きますが、まずは、町長はこの小山町をどういう町にしたいのか、目指す町の将来像についてお聞きいたします。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○町長(池谷晴一君) 高畑議員にお答えをします。

選挙公約に掲げたとおり、「住民幸福度日本一の町」の実現、町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、住んで幸せを感じることができる町を目指します。

そのためにも、まずは、町民が主役のまちを目指します。参加・協働・情報共有の考え方を大切にして、常に町民の目線に立ち、町民の声に耳を傾け、町民との情報共有や対話によって施策を進めることが重要と考えます。

こうした考え方にに基づき、「生んで良し」「老いて良し」「働いて良し」「訪れて良し」「住んで良し」「学んで良し」「育てて良し」、これら七つの良しを実現するための各種施策を力強く推進し、全ての町民が小山町の町民憲章に定める「富士のもと、水と緑にめぐまれていることに誇りを持ち、金太郎のように、健康で、明るい、ゆたかな町」、これを実感できるような町にしていくことが、最大の目標と考えます。

また、新たな施策の推進はもちろんのこと、現在、町内で展開されている三来拠点事業をはじめとする諸施策をスピード感を持って進め、雇用とにぎわいを創出し、町を活性化させ、世界遺産富士山の町・小山町の魅力を、全国・世界に発信していくことで、輝く未来ある子ども達が、夢と希望を持てる小山町にしていきたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税については、町長就任直後、直ちに総務省に出向き、町長のお考えを伝えました。また、その直後に判明した新制度への除外が決定されるというニュースを受け、町長のお考えを報道関係を通じて表明されておられますが、今後の対応等について、以下の点に関して伺います。

1点目、本年度の当初予算で約10億円の歳入を予定していますが、事業執行の取りやめではなく、基金の取り崩しなどで本当に対応できる見通しがあるのか伺います。

2点目、問題になったアマゾンギフト券は既に除外されましたが、更に返礼品の見直しは必要なのか。見直しをするなら、いつ頃を目途に進めるのか伺います。

3点目、給食費の無料化は継続するという発言をしておられますが、毎年約7,800万円必要なわけで、その継続を危惧する声があります。その見通しについて伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） ふるさと納税についてのうち、はじめに、事業執行の取りやめでなく基金の取り崩しで本当に対応できるのかについてであります。

本町は、本年5月14日付の総務大臣通知により、6月1日以降ふるさと納税の対象に指定されませんでした。これを受け、寄附金の受け付けは5月31日をもって終了し、本年度のふるさと寄附金の受入金額は、約7億8,000万円となりました。

本年度当初予算では、ふるさと納税寄附金を10億円と計上しておりますので、約2億2,000万円の歳入不足となります。この歳入不足額については、歳出全体の精査や基金の活用などにより、9月の補正予算で対応をしていきたいと考えております。

次に、返礼品の見直しについてであります。

本年4月中旬に総務省のヒアリングを受け、最終的に6月1日以降に提供予定の返礼品を318品目から184品目とし、あわせて調達費が3割以下の地場産品にして、ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書を提出いたしました。

今回指定されなかった理由は、昨年11月1日以降の寄附金の受け付け方法が不適當であり、さらに、その方法により50億円を超える寄附金を受け付けたことであると推定をしております。

今回の申出書の返礼品が指定基準に合致しているかどうかの確認はできておりませんが、今後その適否を確認し、必要であれば見直しを行い、来年7月に申出書を提出したいと考えております。

給食費の御質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 給食費の無償化につきましては、子育て家庭を支援する小山町の重要な

施策であり、本町の教育施策の一つとして捉えております。それゆえ、今後も継続していく所存であります。

教育は、中立性、安定性、持続性を持って、よりよい教育成果を生み出します。

学校給食の無償化の財源をふるさと納税による一過性なものとした場合は、多くの保護者や町民の方が不安を抱きます。

先行き不透明な時代とは言われますが、これから先も給食費無償化を保障していくことは、本町の教育を安定させ、より豊かにしていくものであります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

まず、2番目の問題について再質問いたします。

アマゾンギフト券は論外としても、返礼品の中で小山町は、サーティワンアイスクリーム引換券やリンガーハット商品セット券などの金券目的の寄附が大変多くを占めています。

総務省はかつて「換金性の高い金券類や資産性の高い家電製品は避けるべき」との見解を示していました。ふるさと寄附金制度自体の詳細なフレームづくりを総務省はきちんと各自治体に提示してこなかった点は、当然非難されていいと思いますが、新制度の中で、サーティワンアイスクリーム引換券、リンガーハット商品セット券などが具体的に「地場産品に当たる」と認められるなら、本町にとって大変大きな一歩になるわけです。

その意味で、本町の返礼品全てを提示し、その一つ一つを総務省にチェックさせ、お墨つきをもらった上で正々堂々とやれば、何のトラブルも生じません。そのように本町の扱う返礼品全てをチェックしてもらう点でのお考えを、先ほどの答弁と重なる部分があるかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） ただいまの質問にお答えいたします。

返礼品の確認につきましては、直接総務省の市町村税課に出向いて、確認を得てきたいと考えております。

ただし、指定されなかったという理由につきましては、返礼品だけではなくて、総務省の告示にあります、昨年11月1日以降から申出書を提出するまで、つまり来年の7月までの間も、また再度チェックをされますので、返礼品だけを確認をしても、その前段の基準で除外されてしまう可能性は十分ありますので、返礼品については経費的なことも考えて慎重に検討していきたいと考えています。

以上です。

○8番（高畑博行君） 再々質問します。

再々質問は、3番目の質問の給食費の無料化問題についてであります。

給食費の無料化は、小山町の重要な施策なので今後も継続していくという、先ほどの教育長の

答弁でした。しかし、財源がやはり問題です。

かつての議会での議論では、当面は教育関係に積み立てた基金を活用するから心配ないということでしたが、5年、10年先までとなると話は異なります。

他の市や町の議員さん達の声も、「財源はどうするの」という心配が一番多いです。どの自治体も財源があればやってあげたい施策だからです。

ですから、来年秋以降、再び参入希望をするふるさと納税の使用目的にはっきり給食の無料化の項目を掲げ、寄附を募るのも一つの方法ではないかと考えるわけですが、その点でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 来年ふるさと納税の指定団体に晴れてされた場合には、また再度目的を検討するわけですが、今、議員御提案の給食費無償化というものも視野に入れて、また使途を考えていきたいと考えております。

○8番（高畑博行君） それでは、次の質問です。

内陸のフロンティアを拓く取組は大規模に進んでおり、今後の小山町を左右する大きな事業だと認識しています。事業の継続性を考えたとき、現状の事業は基本的に引き継いでいくお考えか伺いたいと思います。

先ほどの渡辺議員との答弁ともちょっと重複するかもしれませんが、継続していく考えがある事業、または見直しや検討をしたい事業があれば触れていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 三来拠点事業の継続、見直しにつきましては、先ほど渡辺議員の代表質問で答弁をさせていただいた内容と重複をするわけでございますけれども、各事業の今後の対応につきましては、既に着手済みの事業は、本町や静岡県、あるいは民間事業者が事業主体として、今後も継続して事業を進めてまいります。

また、現時点で未着手の事業につきましては、事業の必要性、費用対効果などを再検討した上で、実施の可否を決定してまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

現在、小山町は8地区の内陸のフロンティア推進区域がありますが、しかし、その作業が進んでいる区域もあれば、ほとんど動き出していない区域もあります。駿河小山駅周辺地区と須走周辺地区は、まだ大きな具体的な動きが見えないだけに、早い時期に見通しを示していただきたいわけですが、ここでは先ほどお答えにもありましたけれども、リバーガーデンタウンおやま宅地造成事業について伺います。

この推進区域は、2016年11月1日に第6次指定されたものですが、開発予定エリアはほとんど市街化調整区域です。私は以前から疑問に持っていたのですが、都市計画法34条適用を理由に、

リバーガーデンタウンおやまの開発を進めていいのかという疑問です。計画は大変広大なエリアなだけに、乱開発につながらないのか心配です。幾ら人口増加策の柱とはいえ、市街化調整区域の想像以上の開発の拡大は大変心配されます。

渡辺議員の答弁と重複する点もありますが、その点での町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） ただいまの内陸のフロンティアを拓く取組に関わりますリバーガーデンタウンおやまでございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、議員がおっしゃるとおり、都市計画法は、市街化区域は市街化を促進する、調整区域は市街化を抑制するということが基本的な法の趣旨でございます。

その中で34条は例外的なものを認めているわけでございますので、やはり基本的には市街化区域に人口を集中させて、都市施設の整備を集中的にやっていくということを進めていかなければならないというふうに考えております。

したがいまして、リバーガーデンタウンおやまにつきましては、それが市街化調整区域でございますので、改めて見直しをしなければならないというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○8番（高畑博行君） 次の質問に移ります。

ただいまの2の質問に絡んで、新産業集積エリア造成事業に伴う埋設廃棄物の問題は、町民の重大な関心事でもあります。4月の選挙戦の中でも多くの町民の方々からこれに関した質問を何件か受けました。

今回、特別会計補正予算で12億9,400万円という多額の補正が提出されております。詳しい議論は当該委員会で十分議論していただくこととし、私はここでは以下の質問をさせていただきます。

1点目、現段階で、量や金額面でどの程度の処理・搬出ができたのか伺います。

2点目、まだ残っている残量は、量と金額面からどれくらいあるのか伺います。

3点目、搬出先はどこなのか伺います。

以上、3点質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 新産業集積エリア造成事業に伴う埋設物についてのうち、はじめに、現時点の処理状況についてですが、発見された廃棄物の総量は約5万4,000立方メートルで、全量の掘削が完了し、このうち約1万1,600立方メートルの搬出及び処分を完了しております。

また、処理費用についてですが、掘削、選別、積み込みに約2億7,500万円、搬出、処分に3億1,700万円、合計約5億9,200万円を要しております。

次に、まだ残っている量はどれくらいあるのかについてであります。

現時点で搬出处分されていない廃棄物の量は、約4万2,400立方メートルで、これに要する処理

費用は、約12億8,000万円を見込んでおります。

なお、この費用につきましては、本定例会におきまして特別会計の補正予算案を上程させていただいております。

次に、廃棄物の搬出先についてであります。

廃棄物の処理は全て民間処理施設へ搬出をしており、主な搬出先は三重県内の2施設で、処理量の約95%をこちらに搬出しております。その他につきましては、静岡県内の2施設に搬出をしており、計4施設で処理を行っております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

以前に行われた質疑と答弁で、本年9月までに廃棄物の処理は完了するという見通しを述べていましたが、予定どおり完了できるのでしょうか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 搬出完了の時期についてでございますが、造成工事の完了予定であります9月末を目標としまして、ここまでに処理を完了するよう進めてまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） この問題に関しては、詳しくは総務建設委員会場で補正予算に絡んで質問することとして、次の質問に移ります。

先の臨時会での町長の所信表明の中で、興味深い発言が幾つかありました。それらについて一歩踏み込んだ説明をお願いしたいと思います。

1番目として、町長等特別職政治倫理条例、町職員コンプライアンス条例とはどういうものなのか、その考えを伺います。

2番目として、小規模事業所振興条例とはどういうものなのか伺います。

3点目として、スポーツ・文化・芸術基本条例とはどういうものなのか伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） はじめに、町長等特別職政治倫理条例についてであります。

この条例は、町長等特別職が、その地位による影響力を不正に行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、公正で開かれた民主的な行政の発展に寄与することを目的とするものであります。

他市町の具体例を挙げますと、町の工事等の契約に関する遵守事項として、町長等特別職の配偶者等が実質的に経営に携わる企業は、町が行う工事等の請負契約や業務委託契約などを辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならないといったように、かなり細かい内容までを盛り込んでおります。こうした例を参考にしながら、具体的な内容の検討を進めたいと考えております。

次に、町職員コンプライアンス条例についてであります。

この条例は、町職員の職務に係る法令遵守及び倫理保持のための環境及び体制の整備を図り、透明で町民に信頼される町政を確立することを目的とします。

公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いてはならない。勤務時間内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に意識し、町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないなどの、職員の倫理原則を細かく規定していきたいと考えております。

次に、小規模事業所振興条例についてであります。

地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている小規模事業所は、売上の低迷や後継者不足、雇用確保などの課題を抱えているところもあります。

そのような中、本条例は、小規模事業所の振興に関し、事業者をはじめ町及び関係団体の責務や基本的な施策等を示すとともに、小規模事業所の事業継続や発展を支援するため、事業所が活動しやすい環境を整備することなどを目的とします。

静岡県において、平成28年12月に、静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例が施行され、その中で、県と市町の協力として、「県は市町が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に関し、必要な協力を行う」と規定されていることから、創業支援や資金供給の円滑化、新商品開発、販路拡大等々、更に県との連携を密にして、小規模企業の振興を総合的に推進していきたいと考えております。

次に、スポーツ振興基本条例についてであります。

スポーツには、次代を担う青少年の健全育成・世代間交流・地域コミュニティの醸成など、まちづくりに欠かせない要素が数多く含まれております。

こうしたスポーツが有する多様な意義について、町民一人一人が理解し、スポーツを通じた町民相互の信頼ときずなによって、明るく元気な町を築いていくことが、この条例の目的と考えます。

具体的には、スポーツによる地域の活性化、子どものスポーツ活動の充実と体力向上といった内容に加え、スポーツ施設の整備・充実を推進することで、町の観光振興や、さらには中高年の皆様の体力向上にもつながるような内容を盛り込んでいきたいと考えております。

次に、文化・芸術振興基本条例についてであります。

文化・芸術は、町民生活に安らぎと潤いをもたらし、町民の豊かな心と創造性をはぐくむとともに、魅力ある活力に満ちた地域社会の実現に重要な役割を持っていると言えます。

少子高齢化・人口減少社会が到来した今だからこそ、将来にわたり町民が心豊かに暮らし、本町が活力に満ちた町として成長し続けるためにも、文化芸術活動を行う町民の自主性を尊重し、誰もが文化・芸術を享受し、創造できる環境を整えていくことが必要です。

このようなことから、文化・芸術振興基本条例の制定により、町民憲章に定める「のびゆく力を育て、文化の薫り高いまちづくり」を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きます。

政治倫理やコンプライアンスに関しては、町民の関心も極めて高いと認識しております。それらの条例を作るに当たって、他市町の例を参考にしながら検討するということですが、諮問機関を作ってそこに諮問するとか、先行自治体の例を下敷きにして作成するとか、そういった構想をお持ちなのかもしれません。どういう手順で進めるお考えなのか、その点をお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） コンプライアンス条例等の新規制定の方法について、事務手順についてであります。

条例の新規制定につきましては、一般的には各担当課において条例案の趣旨、内容などを作成し、パブリックコメントを実施することにより、広く町民の皆様の御意見をいただき、提出された意見を検討した後に議会に提出をさせていただくと、このような手順となります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

町長は、身を切る改革についても言及しておられます。

総務省の2016年度の資料によれば、小山町職員の給与は県下の町の部でトップ、市も入れた35市町の中で5位になります。これは、単に職員の平均給与が高いわけではなく、管理職数が自治体規模に比べて多く、それに加えて副町長が2名いたこと、更に部課長クラスの多くの専門監・技監を抱えていることによる影響が大だと考えます。

本定例会で、副町長を1名にする条例の一部改正案が審議されますが、専門監等の削減も考慮しながら改善していくお考えなのか伺います。

先ほどの渡辺議員の質問と重なる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） 総務省給与実態調査による平均給与につきましては、特別職である副町長は調査対象外となっております。平均給与月額が上位である理由は、全職員に占める管理職に該当する職員の割合が多いことが主な要因であります。

なお、渡辺議員の御質問に町長から答弁いたしましたとおり、専門監等につきましては、任期つきで任用をしていることから、任期が満了となるなどの際に、継続して任用すべきか決定をすることとしております。

なお、将来的には、専門監等の役割を職員自らが担い、対応することができるよう、職員の人材育成に取り組んでまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁でも回答が出ている部分があるかもしれませんが、再質問させていただきます。

小山町の専門監・技監に関する評価は様々です。具体的な成果がはっきり分からない専門監もおられるという声も耳にします。

町民が疑問に思っている点は、高額な給与を払って働いてもらう以上、それに見合った成果を出してもらわなければだめだということです。ぜひ今までの成果を細かくチェックし、評価を下していただきたいことと、部長・課長がやればいい仕事なのかどうかもあわせて見直しをしていただきたいと考えます。

その点、町長、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） まず、専門監等の実績について回答させていただきます。

まず、懸案でありました金時公園や豊門公園など施設の再整備が実現をし、具体的に申し上げますと、公園内に建設をしました金太郎テラスにつきましては、第2回ふじのくに木使い——木は樹木の木ですけれども、木使い建築施設表彰の優良賞を受賞いたしました。また、金時公園につきましては、第34回都市公園等コンクールにおきまして、国土交通省都市局長賞を受賞してございます。

さらに、道路施策といたしまして、足柄SAのスマートインターチェンジの開設であるとか、国道の視距改良、県道の改良事業等、国・県との円滑な連携ができていると認識をしております。

また、環境基本計画の実施計画及び環境施策においては、その識見を活用していただくとともに、林業施策におきましては、金時材の認証制度の導入、森林整備事業の実施をしていただいております。

また、公民連携事業といたしまして、落合の地域優良賃貸住宅整備事業に着手もしていただいております。

このように様々な分野で各専門監等が実績を上げられておりまして、町の発展に十分に寄与していただいていると考えております。

あと、部課長等の事業をやるかどうかというお話についてでありますけれども、総務課といたしましては、職員の人材育成ということで、地方創生や地方分権の推進に伴いまして、自主自立の行政運営、効率的な組織体制が求められております。また、協働のまちづくりに向けて、さらなる意識改革が必要となっております。

そんな中、職員の人材育成基本方針を改定いたしまして、的確かつ柔軟に対応できる人材の育成に努めているところでございます。今後もOJT等を通して職員の研修に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○町長（池谷晴一君） ただいまの御質問につきましては、総務課長がお答えをしたわけでございますけれども、やはり実績を上げておられるという専門監がおられることは事実でございます。

ただ、将来、小山町にとって必要かどうかという点、実績そして将来を勘案しながら、任期づ

きで任用をしておりますので、その任期が満了となる際にはしっかりと精査して考えていきたいというふうに思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○8番（高畑博行君） それでは、最後の質問です。

町長は、町名変更についても触れられておられます。町名変更についてはどのようなお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 町名の変更につきましては、多くの町民の皆様の意見を取り入れて、慎重に行うべきものであるというふうに考えております。

小山町は、平成27年度に制定した自治基本条例に、住民投票の実施が規定されておることから、町名変更につきましては住民投票条例を定め、住民投票により名称変更の可否を問うことが自然であるというふうに考えております。

私の思いといたしましては、小山町は世界遺産富士山の町でありますことから、例えば町名を「富士小山町」、あるいは「富士山小山町」のように、富士山を冠した町名とし、これを全国に、そしてまた世界に発信していくことに大きな意義があり、これは今後の町の発展に大きく寄与するものであるというふうに考えます。

町名は、皆様のアイデアを募り、町民の皆様で未来の小山町にふさわしい町名を決めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） いずれにしても、一自治体で首長が交代するということは大変なことです。これまでの町の将来構想はもちろん、数多くの諸事業の継続性という観点で見た場合、現在進行形の事業に対する新町長の判断を町民は注意深く見ていると思いますし、当然、町の命運もかかっているわけです。

私は、継承すべき点は継承し、改善すべき点は改善する。それでいいと思います。ただ、町民誰もがなぜそうするのか納得できるように、分かりやすく説明いただきたいと思います。

ふるさと納税でマイナスイメージが全国に知れ渡った本町が、新しい時代に再起を期して歩み出せるように、堅実な町のかじ取りを町長に期待して私の質問を終了させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 本日は、これまでも何回か地域包括ケアシステムについて伺ってまいりました。今回は、町長も新しく代われ、5月臨時会の折に、町長所信表明の中で次のようにお話をされましたので、再度その件に関しても伺いたいと存じます。

それは、「私の目指す施策」の3番目に、「認知症対策、地域包括ケアシステム、かかりつけ医制度等を推進するとともに、お年寄りに安心な医療、看護、介護体制の整備を行ってまいります」ということでございました。そこで、お年寄りに安心な医療、看護、介護体制の整備についてということで、私の一般質問といたします。

皆様御承知のように、私達、団塊の世代の全員が後期高齢者となる2025年が、既に6年後に迫ってきております。このときには、日本の総人口に占める高齢者の割合が急激に高くなり、この傾向は2040年頃まで続くものと予想されております。その後しばらく高齢者の割合は微増に転じると考えられておりますが、問題は人口そのものが減少し、その中で生産年齢人口の割合が急激に減っていくことが予想されていることであります。

ここで問題となることは多々ありますが、例えば介護保険財政について言えば、歳入として、40歳以上の国民の保険料で財政の約半分、国庫負担金及び都道府県負担金、市町村負担金などで約半分の賄っており、そのお金を介護給付費として歳出されておるところでございます。

保険料は、全国平均で、スタート時の平成12年には2,911円、これが平成30年には5,869円となっております。小山町でも6,200円となって、全国平均を上回っているところでございます。

このように、介護保険財政は3年ごとの見直しで、保険料及び利用者負担の増額や介護保険サービスの給付が縮小されるなどして赤字化が避けられております。

このため、現状のままで進みますと、医療、介護の施設利用者は、2025年までは急激にふえ続け、2040年頃で高止まりし、その後は微増に転ずると予想されていることは、先ほど申し上げたとおりでございます。

認知症患者も2025年には700万人に達すると言われております。現状のままで要医療者、要介護者を施設医療、施設介護で当たるとすれば、不足する施設を人数に合わせて拡充、増築して対応するしかありません。しかし、かなり将来的には、逆に施設が大幅に余ってしまう心配も生じております。

また、総人口が減少していく中、財政を支えるべき生産年齢人口の急激な減少により、保険料や利用者負担のさらなる増額、介護保険サービスの給付縮小が更に必要となります。いわゆる騎馬戦型から肩車型への移行となってくると思います。さらには、将来的には1人で数人を支えるような必要が生じることも心配されております。

一方、老後は住み慣れた我が家、気心のよく知れた人々のいる地域で人生を全うしたいと考える方も、多くのアンケート等で知られております。

このため国では、これらの問題に対処するため、施設医療、施設介護をそれぞれ地域や家庭で過ごせるようにしよう、そのような在宅へとシフトしようと考えておるところでございます。

この方針を受けて、小山町でも自助及び互助により、住み慣れた地域で人生を全うすることができるよう、地域の環境整備を住民福祉部を中心に、これに誠心誠意取り組んでおられるところでございます。

このような状況の中で、町長は、今後このことについてどのようにしてお年寄りに安心な医療、看護、介護体制の整備を進めていかれるか、お考えを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えをします。

私は、小山町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、幸せを感じる理想郷・住民幸福度日本一の町の実現を目指して、今回、町長に立候補いたしました。

この実現のための重要な取り組みの一つとして、社会保障・医療・健康・福祉の各分野の施策を充実させて、「老いて良し」の小山町を推進してまいります。

多くの高齢者の皆様が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという希望を持たれています。このためには、地域包括ケアシステムを構築していく必要があると考えています。

具体的には、地域で行われている体操教室やサロン等の活動を支援し、拡充を図るとともに、医療、看護、介護の専門職、行政や関係機関等とのネットワークを構築するため、ネットワークの中心となる地域包括支援センターの機能を強化し、町内全域で介護予防・重度化防止に資する取り組みを積極的に進めてまいります。

2025年に向け、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる町の体制整備は重要な課題でありますので、誠心誠意取り組んでいく決意であります。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） それでは、続きまして、地域包括ケアシステムを下支えすると考えられる点を中心に、以下の件について具体的に伺います。

まず、小山町内でこれまでにを行った認知症予防対策事業にはどんなものがございますか。その中で主なものの事業内容と参加人数をお示してください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 認知症対策に関して、これまで町では、認知症サポーター養成講座、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの設置、認知症カフェの設置などの事業を行ってきております。

例えば、認知症初期集中支援チームの活動では、家族や周囲からの相談のほか、事前に75歳以上の方を対象にアンケート調査を行い、対象となる方に戸別訪問等を行い、状況により必要な支援等につなげております。平成30年度には成美地区を中心に571人の実態を把握し、必要な支援に結びつけるなど、169人の支援を終了いたしました。

また、認知症に関する基礎的な知識を学んでいただく認知症サポーター養成講座では、平成30年度は340人に受講していただいております。この講座は、これまでに述べ2,524人に受講していただき、地域の中で認知症の方やその家族を温かく見守る存在となっただいております。あわせて、「居場所」や「オレンジカフェ」など、高齢者の皆さんが気軽に参加できる場をふやす取り組みも進めております。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） それでは、再質問をさせていただきます。

小山町では、認知症等の心配を持たれている方を中心に、全てを対象にしたローラー作戦を進められておられるようですが、その中で改めて分かったことなどがありましたらお知らせください。

い。また、今後はこの作戦をどのように進めていかれるか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） チーム員の訪問につきましては、認知症や認知症が疑われる方に対して、早期に関わっていこうという目的を持って活動しておりますが、実際に訪問してみますと、それなりの支援が必要な状態であるにも関わらずに、把握されていない方や家族がありまして、改めて困っている人がいるということを認識しております。

また、今後の活動の進め方になりますけれども、当初から4年間かけまして町内全域で展開する計画でありますので、平成30年度は成美地区、そして今年度は明倫・足柄地区で行います。引き続き、令和2年度は北郷地区、令和3年度が須走地区で同様に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） それでは、続きまして、同じく小山町内でこれまでに行われた介護予防対策にはどんなものがありますか。参加者数などの把握ができていますか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 町では、要介護状態にならないための介護予防対策について、運動や社会参加の促進などの観点から事業を実施しております。

運動機能が低下傾向である方を対象にした「転ばぬ先の杖教室」や誰でも自由に参加できる「元気だらゑ体操会」などの、専門職による各種介護予防教室の開催や、地域の公民館などで住民が主体的に取り組んでいる「自主運動教室」や「ふれあい茶論」などの事業を行っております。

例えば、ふれあい茶論に関しては、平成30年度に町内各地で94回開催し、延べ2,558人の参加がありました。

今後も、元気だらゑ体操会などの気軽に誰でも参加できる事業について、一層の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後1時まで休憩とします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開会します。

6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 休憩前に引き続きまして質問させていただきますが、水入り後であります、少し気張って頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3番目の質問に移らせていただきます。3番目でよかったですね。

○議長（池谷洋子君） はい、そのとおりです。

○6番（佐藤省三君） ついついでそんなことになりました。

小山町では、平成29年度より生活支援サービスを主とする総合事業が始まっていると伺っております。ところで、小山町では、ごみ出し、清掃、配食等の生活支援サービスは現在どのように行われていますか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 総合支援事業による生活支援としては、栄養改善が必要な方に、安否確認を含めて、バランスのとれた食事を提供する配食サービスがあり、平成30年度は延べ242人が利用しております。

また、総合事業によるサービス提供のほか、社会福祉協議会が行う住民参加型福祉サービス「オンリーユー」やシルバー人材センターによる軽度生活援助など、そのニーズに応じた生活支援も行われております。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

総合事業の利用希望者が全体的にかなりあると思いますが、町民にはどのようにお知らせをしているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 平成29年4月から総合事業を開始するに当たりまして、町の広報紙、広報おやまの、その前月号である3月号に概要を掲載し、町民の皆様には周知を図りました。

また、3年ごとに見直す介護保険事業計画にあわせて作成します介護保険の利用ガイドにも概要を掲載し、周知を図っております。

また、町から、65歳を迎えられた方を対象に、介護保険被保険者証を送付する際に、65歳以上の方は全てが対象となります一般介護予防事業の「元気塾」や「ふれあいサロン」などを紹介するチラシも同封し、周知を図っております。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） それでは、続いて4番目の質問に移ります。

このところ、全国的にも問題視されておることの一つに、高齢者世帯や単身高齢者世帯がたくさんふえているということでありますけれども、小山町ではどの程度この世帯があるのか、把握されているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 町は、高齢者のいる世帯について、例年4月1日の状況を民生委員・児童委員に調査を依頼して把握をしております。

平成31年4月1日の状況を申し上げますと、町内全7,472世帯のうち、在宅の65歳以上の高齢者がいる世帯は3,430世帯であり、約46%となります。

この在宅高齢者世帯3,430世帯の内訳を見ると、子どもなどとの同居世帯が2,105世帯で約61%、

高齢者ひとり暮らし世帯が681世帯で約20%、高齢者夫婦のみ世帯が543世帯で約16%、その他の高齢者のみ世帯が101世帯で約3%となっており、高齢者のみ世帯は増加傾向にあることを把握しております。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

つい最近の新聞報道で、介護付きの老人ホームの居住者が孤独死をされていたというような記事がございました。大変驚いたのは自分ばかりではないと思いますが、高齢者世帯、単身高齢者世帯の方々の日頃の変化に気づくのは、近所の方々が一番と考えております。

このためには、町民への意識づけが大切かと考えますが、どのような手だてがあるのでしょうか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 議員が御案内のとおり、単身高齢者の異変については、近くの方に早く気づいていただくことが重要だと考えます。しかし、人に意識づけるということは簡単ではないと考えます。

町といたしましては、関連情報などを広報紙等で町民の皆様に周知し啓発するとともに、シニアクラブなどの各種団体の活動の支援や、高齢者が集う場所の設置の促進をしたり、そして介護予防事業やイベントなどを行うことによって、より多くの方に地域に出てきていただき、町民同士の交流を深める中で、そういった課題が地域の中にあり、それが他人ごとではなく、我が事でもあると思っていただけるように意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、それぞれの地区におかれましても、住民同士の交流を図っていただく機会を作っておきまして、自然とそんな中で周囲に気を配るといった意識も高まっていくのではないのかと考えております。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） 地域の方々が周りの人々のことを気にするということは、非常に地域包括ケアシステムにとって大切なことと考えますので、ぜひ今後も進めていただきたいと、そのように考えます。

それでは、5番目に入りますが、1番、2番の問題との重なりもあろうかと思いますが、あえて聞かせてください。

日頃、閉じこもったり、引きこもったりしがちなお年寄りは、体のぐあいが悪くなったりすると、どうしても外へ出る機会が少なくなるわけですが、筋肉や気持ちが衰弱して動けなくなり、ひいては身体が虚弱となっていくフレイルということに陥りやすいと言われております。これにはどのような対策が必要となりますか。1番、2番と重なるところもあろうかと思いますが、あえて伺います。よろしくお願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） フレイル対策には、介護予防と同様、活動と参加が有効であることから、各種事業への自主的参加を待っただけでなく、閉じこもり等の高齢者を把握し、積極的に外出を促す取り組みが不可欠であると考えております。

そのため、冒頭に町長からお答えしたとおり、地域の課題を把握するネットワークづくりを進め、関係者及び関係機関で情報を共有するとともに、認知症初期集中支援チームによる訪問を行うほか、シニアクラブによる友愛活動や民生委員・児童委員による訪問活動などを引き続き実施していただき、閉じこもり等の高齢者に外出を促し、フレイル状態にならないようにすることが重要であると考えます。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） それでは、最後の質問に移ります。

お年寄りに安心な医療、看護、介護体制の整備のためには、自助に加えて互助を十分に取り入れ、住み慣れた地域で人生を全うできる地域包括ケアシステムを構築することが大切と考えますが、このためには小山町には現在どのような課題があるとお考えでしょうか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 本町では、高齢者が参加できる多様な活動が多様な担い手により実施されており、このことは町の大きな強みであると考えております。

しかし、一方で、それらの取り組みが有機的に連携しておらず、高齢者や地域の課題に対して必ずしも迅速かつ的確に対応できていないケースがあるほか、潜在的ニーズや複合的ニーズの把握が十分でないなどの点が課題だと考えております。

このため、冒頭に町長が答弁しましたとおり、地域包括支援センターを中心とする、地域の課題を共有・解決できるネットワークを構築し、地域が持つ資源を最大限に活用しながら、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを町民の皆様とともに進められるよう、町が一丸となって地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく必要があると考えております。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） 再質問ということではございませんが、まだまだ地域包括ケアシステム構築のためには、小山町でも課題が多かろうと存じます。それぞれの部署で非常に熱心にいろんな事業に取り組んでおられると存じますが、それらを有機的につなげることが次に大事なことはないかなと思いますし、また下支えする活動ばかりでなくて、もっと今度専門的な知識を持った方とのネットワーク、こういったものも作っていかねばいけないんじゃないかな、そのように感じております。ぜひそれらに向かって、最期まで安心して自分の住み慣れた地域で人生が全うできるような、そのようなことを目指して進んでいただけると大変ありがたいと、そのように考えます。ぜひよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） 永続的農業経営のためのドローン導入・活用について質問をいたします。

ドローンの先進的な活用事例で、これまで何度もニュースに取り上げられてきた徳島県那賀町に、3年前からドローン推進室が設置されています。実証実験の取り組みを強化しながら、日本全国に那賀町をPRするのが狙いとのことで、このように今や全国でドローンが非常に注目されております。

国でも、本年3月18日、官民協議会を設立し、農業用ドローンの普及拡大に努めております。

小山町は、中山間地であり、効率的な農業が営めるように水田の構造改善事業も進んできております。しかし、農業従事者の高齢化も進んで、国の進める農地集積にも課題があります。また、農薬散布等では、農地の大規模化もあり、水田内に入っの散布となり、重労働な作業となっており、適期での農薬散布が遅れ、品質低下を招いていることもあります。

このような中で、今後、小山町で永続的な農業を行っていくことや、水田等による豊かな自然環境を守っていくためにも、ドローン等を活用したスマート農業が必要となってきました。

小山町農業でドローンの活躍が期待される分野は、農薬散布・肥料散布、またドローンに搭載した高精細カメラやマルチスペクトルカメラ等の画像により、施肥や収穫適期を判断する生育状況分析等のセンシング、鳥獣被害対策です。

そこで、ドローンの導入・活用に向けた取り組みについて、以下4点の質問をいたします。

1点目、ドローンの導入について、どのようなお考えがあるのか。

2点目といたしまして、ドローンの導入・活用計画はあるか。

3点目、ドローンの導入援助の考えは。

4点目、農業者・関係機関との連携は。

以上、4点回答をよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、本町の農業経営におけるドローン導入についてどのように考えているかについてであります。

農業の現場では、人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっております。先端技術を活用したスマート農業の推進は、これらの課題解決に向けて、国が積極的に進めている施策の一つであります。

中山間地域である本町においては、農地が狭小で段差が大きいことから、農薬や肥料の散布にドローンを活用することで、労働力、防除コストの低減が期待できます。

また、画像解析技術の活用により、上空から写真を撮影することで、作物の生育状況や害虫による被害状況の把握などが可能となり、農作物の品質向上にも有用と考えます。

次に、ドローンの導入・活用計画についてであります。

昨年6月に、小山町農業総合推進協議会の主催で、ドローンによる農薬散布のデモフライトを

実施し、町内及び近隣市町の農業就労者にその有益性を実際に確認していただきました。

本町といたしましては、ドローン体験講座の開催など、農薬散布のみならず、鳥獣被害対策などの用途も含めたドローンの活用に向けて引き続き検討してまいります。

次に、ドローンの導入援助の考えについてであります。

ドローンの導入費用は1機当たり200万円以上、更に訓練費用として1人当たり30万円余が必要となります。

ドローンの導入に当たっては、国で実施している経営体育成支援事業による認定農業者への補助や融資制度が適用されます。また、本年度より、農業の省力化をテーマとしたモデル地区の認定を受けた地域について、試行的な支援が始まります。

本町といたしましても、引き続き、国、県等の動向を注視し、補助制度の導入について検討してまいります。

次に、農業者・関係機関との連携についてであります。

議員御指摘のとおり、農業用ドローンに関しては、導入だけでなく、維持管理にも経費がかかることから、採算性を勘案し、広域的な共同運用による経費節減を図る必要があると考えております。

したがいまして、ドローンの運用に関わる情報収集や効果検証を行い、共同運用の可能性について検討してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 3点再質問させていただきます。

1点目は、画像解析技術の活用により、農産物の品質向上が期待されております。御殿場コシヒカリのさらなるブランド化のために、関係機関とも連携して導入・活用していくお考えがあるのか伺います。

2点目は、国・県等の補助制度の導入を検討していくとの回答です。モデル地区の認定を受けた地区が試行的な支援を受けられると伺いましたが、この支援についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

3点目は、ドローンの導入には、数百万円の経費と、維持には年間30万円以上の経費、また資格取得にも数十万円かかります。ドローンを有効に活用していくために、個人よりも法人組織を立ち上げ、そこで小山町内の農家から受託していくことも必要と考えます。ドローンの広域的な共同運用の可能性について検討するという回答をされましたが、現時点での構想はあるのかどうか伺います。

以上、3点再質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 池谷 弘議員の再質問にお答えいたします。

画像解析技術の活用による農作物の品質向上について、関係機関との連携、導入・活用についてであります。

近年、撮影技術や画像解析技術が格段に進歩しております。画像解析技術の導入による生育状況の可視化は、農作物の品質向上、収穫量の向上、費用の節減に役立ちます。引き続きまして情報収集に努め、その内容につきましては、ＪＡ御殿場や関係機関とも連携し、導入・運用について検討を進めてまいります。

次に、認定を受けたモデル地区の試行的支援の内容につきましては、現在、国で実施しております中山間地域等直接支払制度の中で、農業や集落を将来的にわたって維持するための取り組みに対する交付金とは別に、ロボット技術やＩＣＴ技術を活用した農業の省力化や高品質の野菜生産の取り組みについて、試行的に１,０００平方メートル当たり６,０００円の交付金を加算するものであります。

交付金の加算につきましては、取り組み開始から６年間、面積に応じた加算額を受け取ることができますので、この交付金を農業用ドローンの運用に活用することが可能であります。

現在、町内の一部地域では、モデル地区の認定に向け手続を進めているところであります。町といたしましても、モデル地区として認定されるよう、国や県に働きかけを行ってまいります。

次に、ドローンの広域的な共同運用の構想についてであります。

先ほどドローンの導入費用につきましては、おおむねお答えしたところでございます。導入費用以外にも、維持管理経費といたしまして、損害保険費用、機材の定期点検費用など、年間でおよそ３０万円余りの経費が必要となります。そのため、議員御指摘のとおり、個人農家や小規模な地区での運用はコスト的に困難であるものと考えます。

また、ドローンによる農薬散布の試験飛行では、比較的短時間で広範囲の散布作業ができることを確認いたしました。そのため、複数の地区でドローンを共有し運用を行う、もしくは共同で運営組織を作ることが効率的であると考えます。

町といたしましては、持続的な農業経営と農業就労者の負担軽減を図るためには、ドローンの活用は意義あるものと考えておりますので、引き続き情報収集や効果検証に努めてまいります。

以上でございます。

○１０番（池谷 弘君） 了解いたしました。以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、１番 室伏 勉君。

○１番（室伏 勉君） 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

小山町は災害に大変弱い地域であります。過去にも昭和４７年の七夕豪雨、平成２２年の台風９号による被害などが発生しております。

この大きな災害以外にも、たびたび河川の氾濫等が発生しており、私の幼少のころは、私の住む家の横を流れます赤根沢川が氾濫し、皆さんが避難した記憶もございます。

また、数年前、東京に勤務していたときですけれども、たまたま家にいるときに、大雨による

避難指示が出されました。そのときの区長様、自主防災の会長様をはじめ、皆様よりの指示もあり避難をいたしました。

私の住んでいる生土の公民館に車にて避難をいたしましたが、途中の西澤川に氾濫はなく、無事公民館にたどり着きましたが、避難した家族は私どもを含めまして2家族でした。これだけかと思うと同時に、スペース、設備から考えて、10家族の収容もできないのではないかと思います。

眠れない中、冷静に考えてみました。雨のため車の避難となりましたけれども、途中、西澤川の真横を通ります。この西澤川が氾濫していたら、車にしろ、徒歩にしろ避難はできなかったのではないかと。今日は私がいるからよいけれども、年寄り一人での避難は到底無理。私が留守のときはどうなるのか。公民館に着いたはいいいけれども、大人数が避難していたら、その設備の不足は否めないではないか。小山中学校へ避難するにも野沢川があります。また、健康福祉会館へ避難するにも鮎沢川を渡る必要があります。一晩中、眠れない夜を過ごした覚えがあります。

成美地区、明倫地区は急傾斜地区も多く、住民の安全確保が最優先かと思います。

これらを踏まえまして、当局のお考えをお聞きします。

最初に、町が把握している危険箇所への対策と進捗状況。

次に、避難する場合において、その周知の方法と避難経路の安全及び避難場所の整備状況。

最後に、高齢者、弱者の避難方法についてであります。

以上、3点につきましてよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをします。

はじめに、災害に強いまちづくりのうち、町が把握している危険箇所への対策と進捗状況についてであります。

町が把握している危険箇所として、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域として、静岡県が指定した土砂災害警戒区域が105カ所あり、土砂災害ハザードマップに図示し、対象区域内の住民の方には各戸配布し、地域の危険箇所の認識をしていただくようにしております。また、土砂災害警戒区域の中に、同じく県が指定した急傾斜地崩壊危険区域が25カ所ありますが、そのうち24カ所は県の補助を受けて対策工事が完了し、残り1カ所についても今年度中に対策工事が完了する予定です。

次に、避難する場合において、その周知方法と避難経路の安全及び避難場所の整備状況についてであります。

避難の周知方法としては、避難勧告などの避難情報の伝達の際には、同報無線放送、エリアメール、緊急速報メールに加え、広報車、テレビデータ放送やインターネットなどのほか、災害情報等の放送協力の協定を締結した小山町テレビ共聴組合などがあります。

また、通常時の周知・広報については、町が指定する指定避難所ごとに策定した地区防災計画

の中で、指定避難所への避難、誘導について記載するとともに、出前講座や広報紙を通して避難に関する周知、啓発を行っております。

避難経路の安全の確認については、毎年6月に実施する土砂災害に対する防災訓練や、毎年12月の地域防災訓練時において、実際に避難訓練をする中で、避難経路の安全等についての確認をしていただいております。

また、避難場所の整備状況については、町立小中学校や総合体育館、健康福祉会館などの指定避難所は、全施設耐震基準を満たしており、窓ガラスの飛散防止等の対策も講じております。また、各避難所用の毛布や簡易トイレなどの防災資機材や非常食、保存水の備蓄を進めております。

次に、高齢者、弱者の避難方法についてであります。

自ら避難することが困難な方や避難に時間を要する避難行動要支援者の方の避難については、災害対策基本法に規定されている避難行動要支援者名簿の作成・更新を行い、自主防災会会長と名簿を共有し、避難行動要支援者の避難の対応を図っています。

また、避難行動要支援者の避難が、対象となる避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発令する際には、早期伝達に努めます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再質問をさせていただきます。

災害に対する被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助が大切と聞いています。その中で最も大切なことが自助、自分自身の安全は自分自身で考え行動し守ることであろうと思っています。その上で、地域にて助け合い、行政がその手助けをすることであろうと考えます。

しかし、私も含めまして多くの方々が、自分の家は大丈夫だろう、避難する危険を冒すくらいなら家にいた方が安全という考えを持っております。広島における災害もこのような方々が多くおり、被災されたと聞いております。自己責任と言ってしまえばそれまでですが、平日頃より防災に対する知識、見聞を広めておれば、違う結果であったかもしれません。

避難における通常時の周知・広報に、出前講座、広報紙を通じて啓発を行うという御回答をいただきました。

先日の土砂災害に対する防災訓練の後、講義をいただきましたが、今後の出前講座、広報の進め方及び方針につきまして、お考えをお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 室伏 勉議員の再質問にお答えいたします。

通常時の避難の周知方法について、今後の出前講座、広報の進め方及び方針についてであります。

町では、昨年度、防災の出前講座を21回開催し、地域の避難所の確認及び避難方法と手段、そして自助・共助の重要性について周知してまいりました。

本年度も、先日の自主防災会総会において出前講座の開催を募ったところであり、周知・啓発の場として有意義な出前講座において、住民の皆様には地域の特性を知っていただくとともに、災害情報が発令されたときにとるべき行動についての周知・啓発に努めてまいります。

あわせて、町の広報紙である広報おやまにおいても、防災コーナーなどの紙面で避難場所と避難方法等について周知するとともに、自分自身の安全は自分自身でとの「自助」、近所の方々が声をかけ合って避難するなどの「共助」の重要性について啓発してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。以上で質問を終了します。

○議長（池谷洋子君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 通告に基づきまして、都市計画税条例の廃止について質問いたします。

都市計画税の導入については、平成28年5月の臨時議会により決議され、本年4月より施行されることが決まっていました。

しかし、多くの町民の皆様からは、現行の条例では矛盾点も多く、不公平な税体系の是正が必要なことや、年金受給者には大変な負担が大きいなど問題点が指摘されています。

現在は、更に大幅な見直しと十分な議論の必要があるとの意見が出たことにより、この条例の施行は都市計画法に基づく線引きの見直し等を行い、3年間の延長が決まっています。

この都市計画税について不満の声として、市街化区域内に農地を所有する方々からの意見では、宅地化したくとも接続する道路要件が建築基準法に規定する道路幅がなかったり、旧小山地区では急傾斜地等が多く、市街化区域内であっても宅地造成が困難な場所も多く、さらに土地を手放すこともできないなど、一律に課税されるのでは理解できる税制ではないとしています。

また、今回、手続上の問題があるとの指摘もされています。

このようなことから、現状では、長年の不動産価格の低迷や市街化区域内のインフラの未整備地域も多いことや、さらに今後大幅な人口増が見込めない現状では、重税感のみが負担となり、町民の皆様には理解が得られる条例制定ではないと考えています。

既に、町長は5月の臨時議会における所信表明において、都市計画税条例の廃止を断言されました。

近年、税収や補助金等の削減により予算が減少し、今後議論が予想される歳入低下に対して考慮する必要性がある中で、新税に頼らない町民に負担のない施策が重要であり、予算確保には行財政改革等を推進する必要があると考えます。

将来的には、都市計画税の制定は必要かもしれませんが、今の本町には町民の理解が得られず、時期尚早と考え、廃止することが喫緊の課題と考えています。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、都市計画税条例の廃止について所見を伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えをいたします。

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定に基づく目的税であり、都市計画法第59条の規定により県知事の認可を受けて行う事業に充てることができるが、都市計画区域内の市街化区域において市街化の促進を図ることを目的とされています。

都市計画税条例については、既に小山町に定住されている方の住環境の向上はもとより、現在、町の主要施策である三来拠点事業において、企業誘致を推進し雇用の創出を図っておりますが、これに呼応するため、市街化区域内の定住人口の拡大を図ることを目的に制定をされました。

しかし、私は、都市計画道路、都市公園、土地区画整理事業、駅前再開発などの都市計画事業は全体の見直しが必要であり、都市計画税の導入は時期尚早と考えております。

このことから、私の選挙公約に掲げたとおり、小山町都市計画税条例を廃止するとともに、都市計画のあり方を含めた全体の見直しを行います。

なお、同条例の廃止の時期につきましては、早急に庁内関係各課の調整を図り、9月定例会に廃止の条例案を提出したいと考えております。

以上であります。

○9番（岩田治和君） 再質問をいたします。

この問題については、大変関心を持っている町民の方が多くて、このテレビも視聴されている方が大変多く、町長が、今、時期尚早で9月議会で廃止を求めるといような答弁したことは、大変喜んでいらっしゃる方も多いのではないかと思います。

ただ、私も簡単に廃止ということじゃなくて、どうしても新税で歳入不足にも当然なります。ただ、廃止すればそれで済むというわけじゃなくて、当然歳入も、都市計画税が入らないことによって、歳入不足を十分考えていかなければなりません。

先ほど高畑議員からの質問にもありましたように、やはり行財政改革を推進するようなことで、特に職員の人件費、また周辺自治体に比べて職員の人件費比率と職員の数がかなり多いということが言われて、県の統計資料にも出ております。

やはりこの点について、自己で行財政改革を進めていかなければ、歳入不足、歳出を減らすということを考える上で大変重要なことと私はなると思いますので。特にまたもう1点、ふるさと納税もなくなったことで、町長にこの辺の、私は行財政改革が必要だと思いますけど、町長の所見を再度伺いたいと思いますので。所見を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 再質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおりで、行財政改革を進める。これは、一つには人件費を削減していくということもあるかと思います。

ただ、もう一方では、現在、町が進めております三来拠点事業、これで企業立地を早急に進めていくということによりまして、固定資産税が早く入る。そして、また法人税、こういうものも小山町へ見返りが返ってくるというようなことも考えられますので。一方ではそういう企業立地を早急に進めるという両面立てでいきたいというふうに考えますので、御理解をお願いいたします。

○9番（岩田治和君） 行財政改革を進めるのと、企業立地を早急に進める、固定資産税をふやすということで、私もぜひやっていただきたいことだと思いますので、推進していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

現在、3人の子ども達を小山町で育てさせていただいております。子育て中の母親としても、児童に対して、保護者からの問題行為が連日報道され、社会問題としても大きく取り上げられている事態に大変苦慮しております。そこで、本日は児童虐待の中でも、特に未就学児の乳児・幼児虐待に関して伺いをさせていただきます。

町として、ゼロ歳児から公的な保育園や幼稚園に入るまでに、育児中の母親、父親などから乳児・幼児に対しての何かしらの問題行為がある場合、町としてはどのように把握をされていらっしゃるのでしょうか。伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員にお答えをさせていただきます。

町では、母子保健事業として、生まれた全ての赤ちゃんを対象に、助産師などの専門職が家庭訪問をし、母親に対する育児指導や不安解消のための相談事業にあわせて、赤ちゃんの発達や生育の状況を確認しております。

このほか、産科医で行う産後の母親の健診、集団型や個別型の通所サポート事業、定期的に行われる乳幼児健診や赤ちゃん教室においても、母親へのサポート事業とあわせて、乳幼児の状態を確認するとともに、必要に応じて家庭訪問して様子を確認しております。

こうした取り組みの中で、児童虐待などの問題行動の実態把握に努めております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

先ほど町長の方からもお話がありました、ゼロ歳児の家庭訪問ですけれども、訪問率としましては何%ぐらいでしょうか。

また、小山町にもともと住まれていた方だけではなく、途中から移住されてこられた方々もいらっしゃると思いますが、その方達へのゼロ歳児自宅訪問の実施状況などをお聞かせください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

生まれた赤ちゃんの家庭訪問ですが、昨年度は111人の赤ちゃんに対して全員の訪問を終えております。

もう1点、他の市町からの転入の赤ちゃんに対しても同様で、全て訪問の方を終えております。
以上でございます。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

では、先ほどおっしゃられました、町長の方からもお話のありました、サポート事業、赤ちゃん教室なのですけれども、例えば1歳児から3歳児までの健診に来られない方々のお母さん、保護者達の家庭状況の把握などはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

健診に来ていない赤ちゃんの状況につきましては、連絡を取り、家を訪問したり、電話をかけたりということでのサポートを行い、現状の把握に努めております。

以上でございます。

○3番（小林千江子君） 再々再質問をさせていただきます。

その現状の把握というのは、どれくらいのパーセンテージで行われていらっしゃるのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 産後の新生児訪問以外の訪問に関してですけれども、実際訪問できておりますのは、約半数は訪問の方を終えておりまして、その他、手紙ですとか、電話ですとかという形での状況の把握を行っております。

○3番（小林千江子君） では、半数以上の御家庭が実際にはどのような状況であるかというのは、町では確認はできていないということによろしいでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 訪問以外にも、電話等により状況の確認に努めさせていただいております。

○3番（小林千江子君） 私の意図する質問にちょっと答えていただけていないようなんですけれども、結局のところ、未就学児のハイリスクである家庭の判断が、きちんと何を明確において判断されているのか。また、それらの訪問をきちんと町としてされているのかというところを私はお伺いさせていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 赤ちゃんの状況の把握ですけれども、まず生まれる前から不安があるんであろうかという、こちらをサポートが必要と思われる方々につきましては、産後の全員の訪問以外にも逐次連絡の方を取り、また訪問を繰り返し行い、問題行動の発生がないかというのは確認させていただいております。

○3番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

では、二つ目の質問です。

二つ目に、自ら声を上げられない未就学児の乳児・幼児虐待の未然防止策を、町としてはどのように講じているのか。また、発覚の際、町はどのような対応策をとっているのか、お聞かせ願います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） はじめに、未然防止策であります。

本町では、新生児家庭訪問、1歳6カ月健診等の中で、子どもの様子や保護者との面会の内容、子育て支援センターへの保護者からの相談等の情報をもとに、虐待、育児放棄などの問題行為について把握をしております。

そして、児童相談所、御殿場健康福祉センター、警察、民生・児童委員等により毎月行われる要保護児童対策地域協議会などで、関係機関との情報共有を行っております。

対象者には、保健師による家庭訪問を実施し、場合によっては、保育園への入園案内を勧めるなどしております。このように、各機関と連携し、対象者が必要としているサービスを提供するなど、切れ目のない支援を行うことにより、児童虐待等の未然防止を行っております。

次に、発覚の際の対応策であります。

園、学校、町民などから、虐待もしくは虐待ではないかといった情報があつた場合は、通報から48時間以内に直接児童に会い、目視で安否確認を行います。

緊急の対応が必要な場合は、児童相談所でその日のうちに一時保護等の対応をするか判断することとなります。

児童相談所が主体となって対応をお願いするケースの場合は、町は関係機関と連携しながら、訪問等関わっていくこととなります。

また、児童相談所が主体とならないケースは、町が中心となり見守り等を行うこととなりますが、その後の経過や状況に応じて、再度児童相談所に関わっていただく場合もあります。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 各機関との情報提供並びに共有、そして各種機関との連携並びに支援対策については、理解ができました。

ただ、親自身や家庭環境により子育ての困難さを抱える状況ももちろんあるかと思うんですが、しかしながら、私が今回伺いたい未然防止策というのは、そういった行政機関との連携だけではなく、例えば、子育てに関して親に一任されているところが多いですね。先ほども、連絡等々はとるけれども、電話連絡であつたり、中には連絡のつかなかつた御家庭もあるかと思ひます。

そういったところで、子育てに関して親に一任されているところが町としては多い中、明確なガイドラインを設け、乳児・幼児虐待の加害者となり得る保護者への虐待防止の啓蒙のことを、

私は未然防止策のようなものはないのかなということでお伺いをさせていただきました。

保護者の恣意的もしくは認識不足による虐待を防ぎ、保護者のみならず町民がどのように虐待を認識してもらうのが、町の課題であるかなと私は思います。

また、核家族がふえる中、ワンオペ育児などで保護者が抑えきれないような衝動、心理状況になってしまったときに、例えば深呼吸をするですとか、一度子どもとの距離を置くですとか、効果的な対処法などもあわせて情報の提供、発信をすることで、未然防止にもつながるかと思われます。

また、そのような心理状況や行動に陥ったときに、どの機関へ連絡することが適切であるかといった明確な指示があることは、保護者のみならず町民にも虐待を気づかせる大きな基準となるかと私は考えております。

そのような情報ですとか、町からの発信する情報、未然防止策については町長としてはどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのか、御意見を伺わせてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 啓蒙等の関係につきましては、町内各園、学校、健康福祉会館、子育て支援センターなどに、すぐに児童相談所につながる児童相談所全国共通ダイヤルの189番「いちはやく」のポスターの掲示とチラシを配布しているところであります。

さらに、児童福祉週間には、広報おやまへのお知らせを掲載し、町民へ周知を図っているということであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 先ほど御回答いただきましたポスターなんですけれども、具体的にどこに貼ってあるのか、もう一度教えていただけないでしょうか。

また、チラシ等の配布はされておりますでしょうか。お伺いさせてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

ポスター及びチラシにつきましては、11月の児童虐待防止推進月間に、町内43カ所の施設に配布をしております。

ポスターにつきましては、各施設の掲示場所のスペース等の関係により、推進月間のみ掲示となっている施設もあると考えております。現在、ポスターを掲示している施設については、全て

は把握をしておりませんが、役場の庁舎、健康福祉会館、きんたろうひろば、学校、保育園、幼稚園、あと菜の花子ども園では現在でも掲示をしているということを確認しております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 未就学児の幼児・児童虐待は、未就学であるがゆえに発見が難しいかとは思われますが、そのようなことが起きないように、そういったポスターですとかチラシ等で町の方も未然防止に努めていただいているかとは思いますが、虐待もしくは虐待の可能性が伺えるなどの情報は、やはり町民の方からの通告や相談に頼らざるを得ないところがあるかと思われます。実際のところ、どれくらいの案件の通告があるのか教えていただけないでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 実際の通報件数ということでございますが、平成30年度の実績では1件ございました。

以上であります。

○3番（小林千江子君） その1件に関してですが、こちらは乳児、幼児でしたでしょうか。それとも児童虐待であったのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） その1件の案件につきましては、幼児の案件でございました。以上であります。

○3番（小林千江子君） 先ほどの掲示ですけれども、お買い物をされているお店ですとか、町民の方が日頃目にとめやすい場所等々には貼られてはいらっしゃいますでしょうか、例えば先ほどお伝えさせていただきましたお買い物をする場所ですとか。公民館ですとか、役場ですとか、やはりそういったところに、普段、日頃、皆様が行かれる、足しげく足を運ばれるかという、そうでもないかなと思われます。

やはり日頃行くところと言いますと、ショッピングセンターですとか、お買い物をされる場所、そういったところでの啓蒙活動は何かされてはいらっしゃいますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 先ほどのポスター、チラシの配布につきましては、町内43カ所ということで説明をさせていただきました。

この場所につきましては、ほぼ町の関係機関がほとんどでございます。今、小林議員が申し上げられたショッピングセンターとかお店等については、配布は現在しておりません。

また、その43カ所の中には、図書館とか、あと町内の病院関係、あと学童の関係等には配布しているというところであります。

以上であります。

○3番（小林千江子君） チラシやポスターの中身なんですけれども、県から配布された「いちはやく」という電話番号が掲示されているとともに、何かありましたらこちらの方に電話をしてく

ださいというポスターにはなっており、私もいろいろな箇所で、小山町の中で拝見をする機会がございました。

ただ、町民の皆様が「ほかの家のことだし口出しするのはちょっと」、「しつけの一環なんじゃないかな」ということで、通告や相談に二の足を踏まれることで、虐待の発見、遅延につながることも懸念されます。何が虐待で、どこまでがしつけとして判断されるのか、どのような状況が通報の対象となるのか。その判断を町民へ一任するだけではなく、きちんとした判断基準となるものを町から出すことで、小山町の宝である子ども達を虐待から守るという姿勢を見せることができるのではないかと考えられますが、町長のお考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 町では、現在、虐待の基準、また判断できるような冊子等については作成をしておりません。ただし、子育てに関するあらゆる情報を掲載している「子育て支援BOOK」というものを作成しておりまして、その中で虐待に関する相談等については若干掲載をしているところであります。

今後は、子育て支援BOOKの方を、もう少し虐待に関する情報を載せられるような形で、充実をさせていきたいと考えております。

以上であります。

○町長（池谷晴一君） 児童虐待については、近年いろんなところで問題になっているというふう

に承知をしております。

これにつきましては、やはり町だけでなく、県・国そして警察等々関係する、そしてさらに地域の皆様が総がかりで対応していくべき案件であり、それによって児童虐待が発見され、未然防止がなされるというふうに考えておりますので。その連携の中で、今のポスターの話もそうありますけれども、いろいろな施策を講じていくべきであるというふうに思います。

以上です。

○3番（小林千江子君） では、町長の方からも具体的な行動に移していただけるよう、これからもこの件に関しては注視してまいりたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

病児・病後児保育の対応について伺わせていただきます。

発病や病気のために、児童が保育園またはこども園などで受け入れが困難な状況の中、仕事をしている親が自身の有給を駆使し、子どもの病期中、または病後中の対応をしなければならない状況で、小山町における病児保育並びに病後保育の保育体制はどのように構築されているのか。

また、需要はどの程度あるのかをどのように把握されているのか、お聞かせをください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） はじめに、病児保育の体制はどのように構築しているのかについてであります。

町立の保育園、こども園では、病児・病後児保育は実施しておりませんが、民間の菜の花こども園では、病後児保育を実施しており、在園児以外の受け入れも行っております。

次に、需要がどの程度あるのかについては、第2期小山町子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、本年2月に実施した小山町子ども・子育てに関するニーズ調査で把握をしております。

ニーズ調査は、町内全域の未就学児の保護者に対し実施し、子どもが病気のとくに、できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した方が、25.5%でありました。

調査の結果から、一定数の需要があるため、今後、民間のこども園の協力を得ながら、病児・病後児保育施設を確保していく必要があると考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 先ほどお答えいただきました、民間のこども園で今後病児・病後児保育の体制を構築されていきたいというお話でしたが、これは町の意向が反映されにくいのではないのでしょうか。町営として対応することは難しいのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 現在のところ、町営として病児・病後児保育を実施する考えはございません。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 済みませんが、その理由を教えてくださいませんか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 実施しない理由でございますが、まず一つに、病児・病後児保育を実施するには、常駐の看護師の配置が必要となってきます。また、そのときに、急遽対応できるように、保育士の方も余裕を持った配置をするということが必要となってきます。

以上のことから、現在、町営では考えていないということであります。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 先ほど施設アンケートをとった際に、病児・病後児保育の施設利用を希望されていた方々が25.5%とありましたが、その25.5%以外の方々はどのようなことをお望みでいらっしゃるのかというようなアンケートの回答はございますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 先ほどのアンケートの結果から、それ以外の回答では、「子どもが病気のとくに病児・病後児保育施設等を利用したいとは思わない」と回答した方が71.4%ございました。その残りは無回答というような結果となっております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） では、病児・病後児保育受け入れの対応が可能な場合、町民への利用等に関する情報の発信はどのようにされていらっしゃるのかお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 菜の花こども園の病後児保育の利用に関する情報は、菜の花こども園の「入園のしおり」とホームページを通して周知をしております。

町では、子育てに関する各種情報を1冊にまとめた「小山町子育て支援BOOK」等で情報を提供しているところであります。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 先ほどお話のありました小山町の子育て支援BOOKですけれども、情報提供をしているとありましたが、その支援BOOKは、実際どこでどのような方を対象に支給されて、配布をされましたでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 小山町子育て支援BOOKにつきましては、役場の庁舎の中、健康福祉会館、きんたろうひろば等に設置をしているという状況でございます。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 既に菜の花こども園における病後児保育の説明はしていただいておりますが、行政以外の病児・病後児保育を受け入れてくれる民間施設の把握は、町としてはされておりますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 民間のこども園での受け入れ状況は、菜の花こども園で病後児保育を実施しております。また、来年度、上野地内に開園するこども園では、病児・病後児保育を実施する予定であると聞いております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） その前に小林議員に申し上げます。通告の質問ですので、順番に、通告順に番号を言って、そして質問があるときには必ず自分の番号と挙手をしてお願いいたします。

○3番（小林千江子君） はい、分かりました。済みません、やり直した方がよろしいですか。

○議長（池谷洋子君） いえ、結構です。そのまま続けてください。

○3番（小林千江子君） 質問です。

来年度、上野で民間のこども園が病児・病後児保育を実施するとのことですが、具体的にはいつ開園の予定でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 上野地内の民間のこども園につきましては、来年の4月開園予定ということで現在進めております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 町としては何か財政的な支援をされるような御予定はございますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 上野地内のこども園の建設に対し、こども園の規模によりまして国の基準により決まっている補助対象額によりまして、保育所部分については対象額の3分の1、幼稚園部分については4分の1に相当する額を町から補助をいたします。このほかにも国からの補助はあるということになります。

また、開園後は、園の運営について、同じく国、県、町から補助があるということになります。以上であります。

○3番（小林千江子君） では、町からのそのような補助が出るということであれば、運営に際して、在園児のみならず他の園からの病児・病後児保育の受け入れが可能かどうかであることは、町としては交渉の余地があるかなと私としては思うんですけども、そちらの方は交渉していたようなことはありますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 交渉云々ではなく、民間のこども園の建設に当たっては、運営の中で、病児・病後児保育について在園児以外の受け入れについては実施をしてくれるということで。ただし有料となりますが、受け入れをしてくれるということで聞いております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） では、在園児のみで、他の園からの受け入れに関してはまだ何もお話が出ていないということよろしいですか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 在園児以外の受け入れは実施可能ということで聞いております。以上であります。

○3番（小林千江子君） ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

2件目の4番目に入らせていただきます。

病児保育を含め、子育てをしながら働きやすい職場づくりを町から企業側へ……。

済みません、議長、3番、小林千江子と言うんでしたっけ。済みません。

○議長（池谷洋子君） 3番。

○3番（小林千江子君） 次の質問に入ります。

病児保育を含め、子育てをしながら働きやすい職場づくりを町から企業側へ働きかけるなどの取り組みはどのようにされていますでしょうか。お伺いさせてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 現在、企業側への働きかけは、特に実施をしておりません。

子どもが病気のときは、身近なお母さんや家族の方がそばにいて看護をしていただくことが一番であると考えております。

しかし、仕事を休めない保護者もいることから、仕事を休んで子どもの看護を行えるよう、今

後、事業主への啓発活動などにも努めていきたいと考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 正直なところ、私自身母親として、弱っている子どもは預けずに自身で看病をしてあげたいという強い思いもございます。しかしながら、先ほどおっしゃっていただいたように、現状としては有給や職場との兼ね合いもあり、なかなか思うように見てあげられないのが現状です。また、子どもの数が多ければ多いほど、その調整が難しく、働きづらさを感じる御両親も多いかと思われます。

町長の所信表明にもありましたように、人口減少が続く小山町へにぎわいを創出するのであれば、やはりその働き手である方々の子育てをしやすい環境への取り組みをすることは必須と考えられます。

具体案としていたんですけれども、私が勤めさせていただいた職場では、子どもの診断書を添付することで自身の有給を使用せずとも子どもの傷病休暇を取得することが可能でした。「随より始めよ」ということわざにもあるように、まずは、ここは小山町役場からそのような傷病休暇を奨励するなど積極的に取り組まれていくことが望ましいとも思われますが、町長はどのようなお考えでいらっしゃいますでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） まず小山町役場からということで、まさにそのとおりなんですけれども、実際のところ、小山町役場は年次有給休暇の取得率が、こんなことを言うと申しわけないんですけれども、非常に低い状況でして、まずは年次有給休暇の取得をということを考えております。それで、職場内でも、ここ最近ワーク・ライフ・バランスということを非常に気をつけていますので、そのような形で管理職を中心に年休のとりやすい雰囲気づくりをしてくださいというお願いはしております。

今のお子さんの診断書を持った場合に有給を消化しなくてもいいという話も非常にいい提案ですので、また今後そのような形で仕組みができればと検討していきたいと考えています。

以上です。

○3番（小林千江子君） 次の案件に進めさせていただきます。

では、件名3、放課後児童クラブ（学童）の長期休校時の受け入れ拡充についてお伺いさせていただきます。

現在、小山町内の学童は、年間利用をしている学童のみを長期休校期間中も受け入れ可能としています。以前は夏休みのみの一時利用も可能な時期もあったそうですが、なぜそれが利用できなくなってしまったのか、お聞かせ願います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 町内にある五つの放課後児童クラブのうち、現在、夏休みのみの一時預かりを実施していないのは、北郷小学校放課後児童クラブと須走小学校放課後児童クラブの二つ

であります。

須走小学校放課後児童クラブは、保護者からのニーズが少ないため、発足当時から一時預かりは実施しておりません。

北郷小学校放課後児童クラブでは、現在、利用児童が多いことや、支援員が不足していることから、夏休みのみの一時預かりは実施できない状況にあります。

以上です。

○3番（小林千江子君） 支援員が不足しているとのことですが、この不足してしまっている理由としては、町はどのように把握をされていらっしゃるのでしょうか。

また、不足に対して何かの対策は講じられていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 不足につきましては、本当にいろんな形で手を尽くして、あちこちロコミでやったり、公募をしたりしておりますが、やはり働く時間帯の関係等から、なかなか応募してくださらない現状にありますが、何とか無理をしてでもお願いしたいと、個人的にお願いしてやっていただいている方も多くあります。

以上です。

○3番（小林千江子君） 時間帯が問題であるというようにお話でしたが、時間帯だけではない何かほかの問題も抱えていらっしゃるのかなというように感じられるんですが。例えば、そこが福利厚生が整っていたり、お給料等々の面がやはり他よりよいのであれば、人はそこで働きたいという気持ちが働くのではないかなと思うのですけれども、何かそういったことに対する対策は町としてはされているのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 小林議員が言われるとおり、福利厚生の関係で、現在社会保険に加入できないというような状況で働いている状況でございます。

また、給与の面につきましても、町内5カ所あるんですが、それぞれクラブごとに設定しているという現状がございます。

この辺の関係につきましては、以前から町の方も課題として捉えて、改善に向けて現在研究しているという状況でございます。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 次の最後の質問を行わせていただきます。

子どもの在校時間帯にアルバイトやパートなどの働き方をされている保護者もいる中で、夏休みや冬休みなどの長期休校中は年間利用者のみの対応をし、年間利用者以外の保護者はやむを得ず子どもだけで自宅の留守を余儀なくされている状況を、町としてはどのように把握をされているのでしょうか。

また、今後の年間利用者以外の受け入れ拡充を町として検討する考えはあるのかどうか、お聞

かせ願います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 状況につきましては、本年２月に実施しました小山町子ども・子育てに関するニーズ調査で把握しております。

ニーズ調査では、平日の小学校終了後、放課後児童クラブで過ごさせたいと回答した保護者のうち、夏休み・冬休みなどの長期休業中の放課後児童クラブの利用希望があるかとの問いに対して、「低学年の間は利用したい」と回答した方が16.8%で、「高学年になっても利用したい」が42.9%でした。

したがって、6割弱の方の利用希望があることが分かりました。

今後、夏休みのみの一時預かりをしていない北郷小学校放課後児童クラブにつきましては、本年度増築されましたので、受け入れできる児童数にも余裕ができることから、支援員の確保を含め、実施に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（小林千江子君） ニーズ調査で約6割弱の保護者からの利用希望があった結果を踏まえていただきまして、長期お休み中の一時預かりを検討していきたいとのことでしたので、今後の展開を注視させていただいて、以上で一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に基づき、一般質問を2点ほどさせていただきます。

最初に、有害鳥獣対策の取り組みについてです。

現在、町内の至るところで有害鳥獣（イノシシ、鹿等）の被害が年々増加傾向にあると思われます。畑を耕うんし、種をまき、育ってきたところを食べられてしまう。作物を生産されている方は、やる気を失い、またがっかりしているのが現状です。夜間には民家のそばまで鳥獣が来ています。自動車との衝突もあります。各自で電柵等の自己防衛も随所で行われています。ただ、猟のできる方が少ないと思われます。

町は、総合対策を実施していますが、追いついていないと考えています。今後の対策について問います。

- 1、新規猟友免許取得者をふやすには。
- 2、猟友会の会員の高齢化が進んでいます。その対策について。
- 3、捕獲の勉強会の実施について。
- 4、ジビエの活用についてであります。

二つ目の質問は、三来拠点事業のうち、駿河小山駅周辺活性化についてであります。

町では、富士の麓に、「三来拠点」3つの未来がはじまるまち・おやま、湯船原・小山パーキングエリア周辺・足柄サービスエリア周辺・わさび平・南藤曲・駿河小山駅周辺・須走周辺・リバーガーデンタウンおやまとあります。

そのうち、内陸のフロンティアを拓く取組で、駿河小山駅周辺を活用した市街地の活性化について問います。

1、現在の進捗状況はどのようにあるか。

二つ目、今後、多くの人に来てもらうため、また高齢者の方、ベビーカーを使用する方のために、駿河小山駅のトイレ・階段等の修繕が必要と考えております。町としてどのような対応を考えていますでしょうか。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをいたします。

はじめに、三来拠点事業の駿河小山駅周辺活性化事業のうち、現在の進捗についてであります。

本区域につきましては、防災機能を備えた工業用地整備及び観光交流施設の機能強化を図るエリアとして、平成27年10月に静岡県からフロンティア推進区域の指定を受け、事業を推進してまいりました。

平成28年5月には、駅北側の富士紡績工場跡地に、信濃高原食品株式会社富士小山工場が竣工し、新たな雇用の創出につながったほか、同年7月14日には、同社と「災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定」を締結し、企業立地に加え、有事の際の防災機能の強化を図ることができました。

これにより、フロンティア推進区域としては一定の成果を得たと考えておりますが、町の玄関口であり、まちづくりの中心である駿河小山駅周辺には、さらなる活性化に向けた取り組みが必要であります。

本区域におきましては、活性化の拠点となり得るまとまった遊休地などがないことから、その候補地として、現在、富士紡ホールディングス株式会社が所有する第5、第6工場敷地の土地取得の交渉を行っており、この土地取得の目途が立った際には、町民の皆様と相談しながら、用地の有効活用を含めたビジョンの策定を行い、地域の魅力向上につながるまちづくりを、公民が連携して進めたいと考えております。

次に、駿河小山駅のトイレ・階段等の修繕について、今後どのような対応を考えているかについてであります。

本町では、来年に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック自転車ロードレースの開催に伴い、国内外から訪れる多くの観光客等を受け入れるための環境整備に努めているところであります。

駿河小山駅周辺につきましては、駅前観光交流施設の機能強化を図るため、今年度において、駿河小山駅前修景及び町の駅活性化事業により、町の玄関口としてふさわしい公共交通の拠点整備に取り組んでいるところであります。

具体的な事業の内容といたしましては、駅利用者やサイクリスト等を迎え入れるため、町の駅

及び駅前広場に設置してある観光案内板と水飲み場の改修を行うものであります。

駅舎のトイレや階段等の改修につきましては、本町の事業と並行して実施することが望ましいため、施設の所有者であるＪＲ東海に対し、駅を利用される高齢者やベビーカーを使用する方々など、誰もが利用しやすい環境に整備することを盛り込んだ、施設改修の要望を行っているところであります。

今後も引き続き、御殿場線の利用促進を図るとともに、駅を交流拠点としたまちづくりを推進するため、駅舎を含めた駅前広場の活用等について、ＪＲ東海と協議を継続してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、農林課長から答弁をいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 次に、有害鳥獣対策の取り組みについてのうち、新規狩猟免許取得者をふやす取り組みについてであります。

鹿、イノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害については、日本国内で年々深刻化している状況にあり、鳥獣被害による農家の生産意欲の低下は、喫緊の課題であります。

このため、本町では、狩猟免許取得者をふやす対策といたしまして、第一種銃猟免許及びわな猟免許取得希望者に対して、最大10万円を限度に補助金を交付しております。昨年度までに6人が補助金を活用し狩猟免許を取得しております。

引き続き、狩猟免許の取得者の増加を図るため、駿東猟友会小山支部と連携しながら、補助金の交付や狩猟免許試験など、積極的に広報・周知を図ってまいります。

次に、猟友会の会員の高齢化対策についてであります。

現在、猟友会の会員は39人で、そのうち3人に1人が70歳以上となっております。今後、会員の高齢化や新規加入者の減少が続くと、有害鳥獣対策に支障をきたすことが予想されます。そのため、狩猟免許の取得者に対し、猟友会への入会を促すとともに、新規会員に対しては狩猟に関する知識・技術等を継承できるよう、猟友会と協力しながら進めてまいります。

また、安全で効率的な鳥獣捕獲として、近年、ＩｏＴ技術を活用したセンサーやカメラを設置したわななどが県内でも導入され始めました。町でも猟友会会員の負担軽減につながるよう、新技術を活用した巡回・捕獲方法について、県及び近隣市町と情報共有をしながら研究してまいります。

次に、捕獲の勉強会の実施についてであります。

現在、町では捕獲のための勉強会等は開催しておりませんが、県では、捕獲の担い手育成を目的として、安全な狩猟、事故への適切な対応に関する研修、また、熟練者と一緒に効率的な捕獲方法学ぶ技術研修会を開催しております。

そのため、このような研修会を狩猟免許取得者へ周知するとともに、町においても、実践的な

わなの捕獲研修などを実施し、参加を促してまいります。

最後に、ジビエの活用方法についてであります。

捕獲された鹿、イノシシについては、これまでその多くが埋設等により処理されていましたが、近年、捕獲鳥獣を地域資源に位置づけ、ジビエとして利用する動きが広がっております。

そのため、国においては、外食での食肉利用に限らず、学校給食への活用やペットフードにするなど、様々な分野でジビエ利用の拡大について推進しております。

しかしながら、安全安心なジビエを提供するには、適正な衛生管理や処理加工施設の建設など、技術的な面とコストの面において課題があります。

今後、国の推進するジビエの利用の動向を注視するとともに、富士山ネットワーク会議などにおいて周辺市町との意見交換を進め、町の実情に合った鳥獣被害対策を幅広く進めてまいります。

以上でございます。

○2番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。1点ほどさせていただきます。

先ほど、富士紡ホールディングス株式会社が所有する第5、第6工場敷地の土地取得の目途が立ったときには、町民の皆様と相談をしながら公民連携して進めたいと考えておりますと回答いただきましたが、その際には町内の商工会の方々、町内の建設業界の方々、地元の町民と会合の場を速やかに設けると解釈してよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 室伏議員にお答えいたします。

富士紡ホールディングス様の土地の目途が立った際には、公民連携の手法を持って、活性化事業のビジョンを作っていくということでございますが、具体的な手法といたしましては、公民連携推進事業ということで、当然、民間主導の事業になってまいりますので、近隣の住民の方を含めて関係者の皆様とよく話し合った上で計画の方は考えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（室伏辰彦君） 以上です。

○議長（池谷洋子君） ここで小林議員の質問に対する回答で、企画総務部長の発言を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 先ほど小林議員の質問の中で、子どもの休暇の御質問がございましたけれども、小山町役場にも未就学の子どもに限って、お一人に年に5日間まで看護休暇という特別休暇制度があります。済みませんでした。

以上です。

○議長（池谷洋子君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月20日木曜日 午前10時開議

議案第47号から議案第54号までの8議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日は、これで散会します。

午後3時02分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 鈴 木 豊

令和元年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和元年6月20日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	教 育 次 長	長田 忠典君
危 機 管 理 監	野木 雄次君	町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	後藤 喜昭君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
介 護 長 寿 課 長	山本 智春君	建 設 課 長	山口 幸治君
農 林 課 長	湯山 光司君	未 来 拠 点 課 長	遠山 洋行君
おやまで暮らしそう課長	岩田 幸生君	都 市 整 備 課 長	清水 良久君
こども育成課長	大庭 和広君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	3番 小林千江子君	4番 鈴木 豊君	

閉 会 午前11時51分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第47号 字の区域の変更について
- 日程第 2 議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第49号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第50号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 議案第52号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第54号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第10 小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明
- 追加日程第 2 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 3 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 4 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 5 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 6 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 7 議案第60号 財産の取得について

議

事

午前10時03分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。オリンピック・パラリンピック推進局長は本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告します。

また、小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので、報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案第47号 字の区域の変更について

日程第2 議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第49号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第50号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第52号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第54号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第1 議案第47号から日程第8 議案第54号までの議案8件を一括議題とします。

それでは、6月4日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） ただいまから、6月4日、総務建設委員会に付託された6議案について、審議の経過と結果を御報告いたします。

6月11日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長等、議会から、委員全員が出席し、審議を行いました。

はじめに、議案第47号 字の区域の変更についてを報告します。

委員から、隣接する地権者の了解を得ているか。また、面積はどのくらい移動したか。との質疑に。

面積の数量は、測量中なので、今後確定する予定になっています。隣接の地主については、境界について確認をしています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第47号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、副町長を2人にした経緯は、内陸フロンティアは8事業で県下でも一番多い中でのこと。今後1人にした場合、どのような体制で対応していくのか。との質疑に。

これまで以上に部局長、課長等の管理職の職員のマネジメントをし、政策や事業の進捗管理を徹底していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第48号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第1号）を報告します。

委員から、新たに導入された森林環境譲与税450万円を活用し、森林経営管理として委託料450万円の補正があるが、どういう経緯で導入された譲与税なのか。また、具体的な使い方は。との質疑に。

国において、パリ協定の枠組みのもとにおける温室効果ガス排出削減目標達成や、災害防止等を図るために森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するとの観点から創設されたものです。との答弁がありました。

委員から、森林経営管理の予定している箇所は。との質疑に。

足柄地区、小山地区の個人所有森林に対して、意向調査という形で実施する予定です。との答弁がありました。

委員から、観戦会場設営事業の設営場所はどこか。との質疑に。

富士霊園入り口の駐車場を想定しています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第51号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）を報告します。

委員から、ごみ処理の問題について、当初予算に比べて膨大な予算になっているが、その理由は。との質疑に。

廃棄物の掘削が完了し量が確定したことで、その量がふえていること、また、処理方法について、県との確認、指導により決定したことによる増額になります。との答弁がありました。

委員から、瑕疵担保責任をとらなかった理由は。との質疑に。

瑕疵担保責任を付さなかった理由は、契約規則並びに公有財産管理規則で内容等を決めています。

す。規定の中では、瑕疵担保責任については必須科目でないということ、また、それを決めるには、用地調査、地歴調査などを行った結果、入っている可能性がないとの判断をしました。との答弁がありました。

委員から、企業は全て完売できるかどうか、現在の進行状況は。との質疑に。

何社かの企業が、立地の希望を明確に示してきております。との答弁がありました。

委員から、廃棄物の総量が5万4,000立方メートル、搬出処理済みが1万1,000立方メートル、処理費が5億9,200万円、今後の処理量が4万2,400立方メートル、処理費が12億8,000万円であるが、処理単価が違うのは、掘削、選別が除外されているから安くなっているのか。との質疑に。

処理済みのものは、掘削、選別、積み込み作業が入っているので、高くなっています。残りの4万2,400立方メートルにつきましては、運搬処分費となりますので、掘削費等が含んでいません。との答弁がありました。

委員から、責任論も避けては通れない。今回の補正の問題に関しては、区別して議論ができないものかと考えます。損害賠償の心配、進出したい企業が、廃棄物処理ができていないままいったら、進出を取り消すような心配はあるか。との質疑に。

立地を希望している企業にしますと、工場の中の機械類はお金も時間もかかるので、発注はかなり前からする必要があります。求人についても今から準備をしておかないと、来年の4月・5月稼働の際に間に合わないとの事象は想像できます。そのようなことから、損害賠償その他いろいろ想定されることは容易であると考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第53号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）を報告します。

委員から、当初より補正予算がなぜ高くなっているのか。また、進捗状況は。との質疑に。

昨年度において、移転の難航や、買収面積の確定ができない部分があり契約に至りませんでした。その部分を改めて計上しています。進捗状況は、21%程度の進捗となっております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第54号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された6議案の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山PA周辺開発事業の現地確認と視察を実施したことも、あわせて御報告いたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長 佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから、6月4日、文教厚生委員会に付託された3議案

について、審議の経過と結果を御報告します。

6月12日、午前10時から、会議室において、当局から杉本副町長、教育長、関係部課長等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第50号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第1号）を報告します。

委員から、幼児教育無償化システム改修の事業費は妥当か。また、委託・入札について伺う。との質疑に。

現在のシステムを使っている業者から見積を徴収し計上したものであります。10月1日からの幼児教育・保育無償化に向け、再認定を行うことから、システムの大幅な改修が必要です。委託先については、補正予算議決後、選定していくこととなります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第51号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を報告します。

委員から、普通徴収と特別徴収のそれぞれの人数は。との質疑に。

平成31年3月31日現在で、特別徴収の方が5,293人で、普通徴収の方が674人になります。との答弁がありました。

委員から、滞納される方がいると思いますが、どのように対応していますか。との質疑に。

現金で納められる普通徴収の方は滞納される方がいます。2年間は滞納繰り越しをしています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第52号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された3議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、地域包括ケアシステムについて当局より説明を受けたことを、あわせて御報告します。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第47号 字の区域の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 私は、議案第48号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

本案件は、5月20日の全員協議会で、前副町長の辞意、近隣の町での副町長は例がないことを提案理由とされ、その際にも議会との協議がないことについて説明を求めました。

その後、本定例会初日の提案説明まで何ら議会との協議もなく、提案説明では町長の選挙公約を掲げられました。

その際の質疑でも申し上げましたが、人事は町長の専権事項であり、条例が2人であっても、町長が選任しなければ現状の副町長一人体制、すなわち町長と副町長のツートップ体制で職務遂行が可能です。

今回反対する理由は、議会との協議がなかったことであります。議会は果たすべき責務と役割を明確にし、町民に開かれ信頼される議会でなければなりません。町民の代表である議員は、町民への説明責任があります。

条例は町の法律であり、二元代表制の一翼を担う議会は慎重に協議することが求められています。

議会への十分な協議を求め、反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。（「9番」と呼ぶ者あり）

この討論については通告制をとっておりますので、発言は控えていただくようになります。御了承願います。（「聞いてませんけど」と呼ぶ者あり）

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第49号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。7番 蘭田豊造君。

○7番（藺田豊造君） 私は、以下の理由をもって、議案第53号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）に反対いたします。

ちなみに、私の所属する総務建設委員会では、委員長の報告のとおり賛成多数でありました。まず、反対の理由の1点目であります。

それは、小山町の行政運営に対する不信感であります。小山町新産業集積エリア造成事業特別会計の平成31年度（令和元年度）予算は、3月19日に可決成立したばかりです。廃棄物処理費として、1億円が計上されていました。たった2カ月を過ぎたばかりで13倍の処理費が必要であると言い出すのは、小山町役場は町議会並びに町民を愚弄しているということにほかなりません。

今予算の内容を見ると、財産の売り払い収入が、3月に議決した当初予算では23億円でしたが、今回の補正予算では、13億増額して、36億円になっています。売却する土地の面積が変わらないのに、2カ月たった56%値上げするという、非常識な議論が小山町では行われています。補正の内容、時期、金額ともに常軌を逸していると言わざるを得ません。

今さら言うまでもなく、この議場にいる町長をはじめ、議員、職員の給料は、あるいは報酬は、町民の税金から支払われています。我々は、町民お一人お一人の顔を思い浮かべて、報酬に値する全うな議論をしなければなりません。

私は、今回の補正が正当だと、どうしても町民に説明することができません。

反対の理由の2点目でございます。

廃棄物処理費用、売り主の責任にもせず、町民の負担にするということは、民法に抵触しているからでございます。

隣の造成工事を行った静岡県企業局は、売り主との契約書に瑕疵担保責任の条項を入れてあります。売買契約に当たって、予見できない障害が発見された場合、売り主が責任を負うということは民法で定められております。これらは、県・市・町も規則などを定めていて、小山町もこの規則を定めています。

しかし、小山町は、新産業エリアの土地売買契約書から、この瑕疵担保責任の条項を除外してしまいました。当局は、契約規則で一部を除外していいとなっていますので、それで間違いないと説明していますが、小山町契約規則32条には「契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」となっています。瑕疵担保責任も記載するよう求めているのです。一部を省略することができるのは、契約の性質または目的により必要のないときに限っているのです。当局は、規則の解釈を間違っていないか。

しかし、小山町は、新産業エリア以外の土地の契約書には、規則にのっとって瑕疵担保責任の条項を入れているのです。なぜ新産業エリアに限ってこの条項を入れなかったのか。考えられるのは、現地に大量のごみがあることを知っていたからこそ、契約書からこの条項を除外したとしか言いようがありません。

この土地周辺の皆様は、莫大な量のごみが搬入されていたことはもちろん知っていましたが、

小山町役場のOBの皆様は交代でダンプの監視に当たったという当時の御苦勞を話されており
ます。現地から障害が出ることが予見できたのに、瑕疵担保責任を除外し、町民に損害を与えたな
らば、関係法令に基づいて賠償責任を問われて当然のことだと思います。

湯船原の新産業エリア造成工事は、約26億円で大和ハウスと随意契約がなされた事業だと認識
しておりますが、ごみの処理費用は、昨年6月に5億、今年の当初予算で1億、今回で13億の借
り入れが実行されると19億円にもなってしまいます。自治体ではあり得ない、全くずさんな計画
のもと事業が進められ、現在も進められようとしています。

こんな事態に至ってしまったのは、我々にも、予算をことごとく認めてしまったという点で、
大きな責任があります。

もう一度この事業について、私達はいろいろな角度からしっかり見直し、検証することを指摘
しまして、私の反対討論いたします。

以上。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 私は、議案第53号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計
補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正は、当局が、県担当課の指導を受けながら、4万2,400立方メートルという莫大な廃
棄物処理をするためのものであります。

確かに、補正予算の金額だけ伺うと驚くべき数字ではありますが、廃棄物を細部にわたり何度
も分別し、処理場がある三重県の処分場まで搬出をしなければならない事情があります。

しかしながら、この一連の処理により、新産業集積エリアから埋設廃棄物が一掃され、晴れて
健全な土地利用が図られることを思うと、ぜひとも必要なことであると考えます。

また、廃棄物処理の財源に当たっては、事業協力者と協議の上、土地代金に上乗せすることで、
一般財源を繰り入れることなく、町民への負担がないということは評価できると考えます。

さらに、こうした状況下でも、企業誘致に力を注いできたことが功を奏し、数社からかなり強
い立地の希望があるとも伺っております。

今回の廃棄物の処理は、その規模、量からすると、町がやらなければ到底処理できないものだ
と考えます。

立派な工業団地を造成するため、町を信頼し、大切な土地を快く御提供いただいた地権者の皆
様のためにも、本補正予算を成立させて、一刻も早く廃棄物を処理していただくとともに、エリ
アの造成工事も見事に完了させ、早期に企業に進出していただくことを切に願って、私の賛成討
論とさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。（「9番」と
呼ぶ者あり）

通告制になっております。御了解いただきます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第54号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長(池谷洋子君) 次に、日程第9 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

小山町議会広報対策特別委員長から、会議規則第76条の規定により、議会広報の編集、発行に関する調査・研究等について、委員会の性格上、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、委員の任期中です。

お諮ります。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10

小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（池谷洋子君） 日程第10 小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

小山町議会改革調査特別委員長から、会議規則第76条の規定により、委員会において調査中の議会改革調査について、引き続き調査・研究するため、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、議会本会議の報告までであります。

お諮ります。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11

小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（池谷洋子君） 日程第11 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員長から、会議規則第76条の規定により、委員会において調査中の「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策に関する事項について、引き続き調査するため、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、議会本会議の報告までであります。

お諮ります。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12

小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（池谷洋子君） 日程第12 小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

小山町議会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員長から、会議規則第76条の規定により、委員会において調査中の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策に関する事項について、引き続き調査するため、閉会中の継続調査の申し出

があります。

この調査期間は、議会本会議の報告までであります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13

議員の派遣について

○議長(池谷洋子君) 日程第13 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、7月2日から4日までの間に埼玉県、茨城県で行う駿東郡町議会議長会視察研修会に副議長を、7月8日に静岡市で開催されます静岡地方税滞納整理機構定期監査・決算監査に米山千晴議員を、7月18日に伊豆の国市で開催されます6市4町議会議長連絡会に副議長を、8月9日に静岡市で開催されます静岡県市町議会議員研修会に全議員を、8月22日に静岡市で開催されます静岡地方税滞納整理機構定例会に米山千晴議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第55号 工事請負契約の締結について、議案第56号 工事請負契約の締結について、議案第57号 工事請負契約の締結について、議案第58号 工事請負契約の締結について、議案第59号 工事請負契約の締結について、議案第60号 財産の取得についての6件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第60号までの6議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追 加 議 案 配 付)

追加日程第 1

町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第55号から議案第60号の 6 議案について、提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案いたしましたのは、工事請負契約の締結 5 件、財産の取得 1 件の合計 6 件であります。

はじめに、議案第55号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道3975号線道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道大胡田用沢線道路改良工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度社会資本整備総合交付金事業都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度足柄駅交流センター建設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度西洋館改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 財産の取得についてであります。

本案は、令和元年度校内無線LAN・ネットワーク環境等構築業務における、無線LANアクセスポイント等の機器の取得について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、各議案の審議に際し、関係部長等から、それぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2 議案第55号 工事請負契約の締結について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第2 議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 追加議案書の1ページから3ページとなります。

議案第55号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度町道3975号線道路改良舗装工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、新東名高速道路の（仮称）小山パーキングエリアに設置されるスマートインターチェンジからの一次アクセス道路として整備する町道3628号線と、現在、大御神コミュニティセンター横に建設中であります環状交差点（ラウンドアバウト）を起点とし、富士スピードウェイ東ゲート方面で町道上野大御神線に接続する区間、施工延長454.76メートルです。幅員9.75メートルの道路改良舗装工事を施工するものであります。

2ページ目の位置図を御覧いただければ、施工箇所が分かると思います。

3ページ目を御覧ください。

主な工種は、ブロック積み工858平方メートル、側溝工1,268メートル、ボックスカルバート工28メートル、現場打ち函渠工12.4メートル、車道舗装工3,086平方メートル、歩道舗装工814平方メートルを施工するものであります。

1ページに戻ってください。

工事入札は、去る6月18日に町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が2億3,200万円で落札決定し、消費税相当額2,320万円を加えた、2億5,520万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和2年3月27日を予定しております。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長(池谷洋子君) 追加日程第3 議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長(高村良文君) 議案書は4ページからとなります。

議案第56号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度町道大胡田用沢線道路改良工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、国道246号から北郷地区の中心市街地を東西に縦断して、町道用沢大御神線に接続する計画の町道大胡田用沢線のうち、市街化区域内の都市計画道路事業の終点から接続し西へ向かい、用沢共同墓地付近で町道用沢大御神線に接続する区間、延長597メートル、幅員9.75メートルの道路改良工事を施工するものであります。

6ページを見ていただければ分かると思います。

主な工種は、重力式擁壁工958メートル、側溝工1,792メートル、集水ます工13カ所を施工するものであります。

4ページに戻っていただきまして、工事入札は、去る6月18日に、町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、株式会社和太組が1億3,260万円で落札決定し、消費税相当額1,326万円を加えた、1億4,586万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和2年3月13日を予定しております。

説明は以上です。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第57号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は7ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、令和元年度社会資本整備総合交付金事業都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事の工事請負契約の締結するため、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、去る6月18日、町内業者7者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社和太組が1億3,240万円で落札決定いたしました。消費税相当額1,324万円を加え、1億4,564万円で工事請負契約を締結するものであります。

本工事は、国道246号「道の駅ふじおやま交差点」西側の町道3192号線から、町道一色中日向線交差点付近までの市街化区域内におきまして、都市計画道路大胡田用沢線を延長約430メートル、幅員16メートルで築造いたします。

主な工種といたしましては、道路側溝工とプレキャスト擁壁工一式、あわせて車道部舗装工4,300平方メートル、歩道部舗装工2,910平方メートルを施工いたします。

なお、工事の完成期日は、令和2年3月25日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第5 議案第58号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第58号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は11ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和元年度足柄駅交流センター建設工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、去る6月18日、町内業者5者による指名競争入札を執行いたしましたところ、臼幸産業株式会社が1億6,000万円で落札決定し、消費税相当額1,600万円を加え、1億7,600万円で工事請負契約を締結するものであります。

本工事は、老朽化した足柄駅舎の建てかえにあわせて役場足柄支所を移設し、無人駅の解消を図るとともに、広域交通拠点として地域のにぎわいを創出していくものであります。

工事内容は、木造地上2階建てで、1階の床面積は252平方メートル、2階は82.08平方メートル、延べ床面積は334.08平方メートルであります。駅待合室や役場足柄支所及び休憩・観光案内施設等を整備するとともに、敷地内に足柄支所来客者用の駐車場や駐輪場も整備をいたします。

なお、工事の完成期日は、令和2年3月27日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 1点だけ質問させていただきたいと思います。

この足柄駅交流センター建設工事を行うに当たりまして、地元説明会を行う予定があるかどうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

この足柄駅交流センターの事業化につきましては、過年度より、地元の検討委員会の方や地元関係者を対象とした説明会をやってきました、ようやく計画が具現化、実現したという経緯がございますので。今回は、工事発注に伴いましては「工事発注のお知らせ」というような形で、各戸回覧で御案内をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わりにします。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第6 議案第59号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第59号 工事請負契約の締結についてであります。
議案書は17ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和元年度西洋館改修工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、平成29年度に実施をいたしました、豊門会館及び西洋館修復設計業務公募型プロポーザルにおきまして選定をいたしました清水建設株式会社名古屋支店とのプロポーザル実施要領に基づく随意契約であり、請負契約額は2億8,556万円、うち消費税相当額が2,596万円であります。

本工事は、富士紡績から本町に譲渡され、国の登録文化財として保存をいたしております西洋館の老朽化が著しいことから、これを修復、再整備することにより、訪問客の受け入れ等交流人口の拡大を図るために実施をするものであります。

工事の内容といたしましては、木造地上2階建ての、1階がレストランや事務室などで、床面積にして222.59平方メートル、2階が展示ギャラリー等152.31平方メートルで、ペントハウスの13.04平方メートルを加え、延べ床面積は387.94平方メートルであります。

なお、工事の完成期日は、令和2年3月27日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

○8番（高畑博行君） 全員協議会のところでも質問をさせていただきましたけれども、その後、この席数を実は数えましたら、61席もあります。61席のレストランって、これは非常に大きなレストランです。イベントのときは活用できるのかもしれませんが、日常果たしてこれだけの席を利用するお客様が来るのかなというのを単純に疑問に思います。

ですから、テーブル、椅子、そういったものの配置は今後検討していく必要があるんじゃないのかなと私は思うわけですけども。市場調査も特にはしていないと、駐車場の課題もあるというふうな御回答が全員協議会の席ではありましたけれども、このテーブルですとか椅子のセッティングに関しても、これは多くの課題を持っているんじゃないのかなと思いますけれども、その点での御見解を伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

61席の数について多いのではないかという御指摘がございましたけれども、このレストランのテーブル、椅子等の配置につきましても、今後管理運営を検討していく中で、必ずしも61席をするというわけではなく、現時点での設計として言っておりますので、御指摘のとおり、数、配置等については、引き続き検討して、必要に応じては変更してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 1点だけ伺いたいと思います。

この西洋館につきましては、国の登録文化財ということで指定されていると伺っておりますが、国の登録文化財指定の趣旨と今回の改修との整合性について、どのようにお考えなのか伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

国の登録文化財に至った経緯ということなんですけれども、もともと西洋館は富士紡績が私設、私が設置した、私設した豊門青年学校の建物ということで、昭和5年前に完成した歴史ある建物ということで、これを保存していこうということで登録文化財に指定された経緯がありまして、それを町といたしましても、老朽化して使用にたえない建築物を、耐震補強等補修することによりまして、開放して交流人口の拡大に結びつけていくということで、西洋館の改修工事を行うものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 改めて高畑議員と同じようなあれなんですけど、レストランの件につきまして質問したいと思います。

このレストランが設計図にあるということは、どのような主体、誰がやるというようなことを考えているのかどうか。それで、その人達がこれだけの面積が必要なのかどうかというようなことも言われているのかどうかということを聞きたいと思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 池谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、レストランの規模等についてですけれども、今回西洋館の改修工事で、1階のレストラン、厨房、事務所等の配置という設計の経緯に至りましては、先ほどの説明、全員協議会のときにも説明いたしましたように、平成29年度の設計業務公募型プロポーザルの中で提案を受けてレストランの配置というものがありまして。レストランの配置の規模、数字的なものは、今現在そ

れをもとに工事を発注するものでございまして、今後レストランを管理運営する委託先等につきましては、指定管理等で選定して、指定管理やまた直営委託等々の方法で委託する、お願いする事業者を決定していくということを考えておりますので。

このレストランの数字、規模の決定については、レストランを運営していく事業者の意見ありきではなくて、この設計プロポーザルの中で町の方が提案しているレストランの規模だということで御認識いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（岩田治和君） 1点伺います。

16年前ほどになるわけですけど、議会の一般質問で、私はフジボウ記念館を作ったかどうかということで町に提案したわけですけど、その後3億円でこの豊門会館を含め土地の買収が済んだと私は認識しているわけなんですけど、今回2階のフロアは2フロアになると思いますが、展示ギャラリーが予定されています。私が以前フジボウ記念館を作ったかどうかという話の中では、フジボウさんの方では、豊門会館においてあるような掛け軸とかはあるけれど、それ以外のものは、展示するようなものはほとんどないというようなことで聞いておりました。

この展示ギャラリーに展示するようなものは、どのようなものを予定されているのかお伺いします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 岩田議員の御質問にお答えいたします。

西洋館2階で計画している展示ギャラリーの内容ということですが、今現在、計画案といたしましては、小山町の地形のジオラマであるとか、富士紡績の歴史が分かるようなパネル、またフジボウだけではなくて、フジボウと一緒に発展してきた小山町の歴史をたどることができる展示パネルというようなものを、来館された方が巡回して見ていけるような施設ということで、展示スペースのギャラリーの整備の方は今検討しているというところでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） レストランの経営等ですけども、これからどなたに委託をするのかというのを決めていく。また、レストランの広さも町の方が、建物が先行していて、ソフト面のレストラン等々は後でどんどん決めていくというような形が見受けられるんですけども、少し勇み足になられているような印象を私は受けるんですが、この建物のまず維持管理はどのような、どれくらいの見込みをされているのか。入場料を取ったりとかはするのかどうか。

また、そういった維持管理に関して、赤字が出た場合、これは町が持つことにしているのかどうか等々を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

入場料を取る、取らないという話であったり、施設全体の維持管理等につきましては、小林議員の方もちょっとおっしゃったように、これから庁内でしっかりした方針を固めていくということになります。

あと財源、赤字が出たらどうするのかということなんですけれども、そういうところのないように、入場料を取るとか取らないとか、全体の中で赤字が出ないように検討していく必要があるということで考えておりますので。今現在、赤字が出たらどうするのかというようなことは答弁できませんので、御承知願いたいと思います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第60号 財産の取得について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第7 議案第60号 財産の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第60号 財産の取得についてであります。

議案書は23ページとなります。

本案は、本定例会初日に、財産の取得についての議決をいただいたタブレットPCを小・中学校の授業において活用するために、校内無線LAN・ネットワーク環境等構築業務を実施することに伴い、本業務の中でそれに関連する物品を整備するものであります。

今回整備する物品は、無線LANアクセスポイントを107個、PoE対応スイッチングHUBを31個、アクセスポイント集中管理サーバーを1台、学習支援システムサーバーを1台、フィルタリング・インターネットサーバー1台であり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

入札は、5月28日に指名競争入札を執行したところ、東栄商工株式会社が1億530万円で落札決

定し、消費税相当額842万4,000円を加え、1億1,372万4,000円で業務契約を締結するものであります。

なお、そのうち財産の取得に当たる物品の金額は、1,562万4,360円であります。

事業の完了予定期日は、本年8月30日を予定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和元年第3回小山町議会6月定例会を閉会にします。

午前11時51分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 鈴 木 豊